

寄居町地球温暖化対策実行計画

（区域施策編）

令和 7 年 3 月

寄 居 町

ごあいさつ

寄居町は、荒川の清流が秩父の山間から関東平野に流れ出す扇状地の要に発達し「名水百選」「水の郷百選」「水源の森百選」に認定される清らかな水環境や、国史跡「鉢形城跡」など、豊かな自然と歴史のある町です。



このように恵まれた自然と歴史の中で本町の暮らしと文化は培われてきましたが、近年、異常気象に伴う水害・土砂災害等の気象災害は激甚化・頻発化しており、私たちの生命や暮らしを脅かす深刻な状況となっています。これらの原因と考えられる地球温暖化を喫緊の課題とし、世界各国では、カーボンニュートラルを目標に掲げる動きが広がっています。

我が国でも令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、本町でも「寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、町の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減を推進してきました。

このたび策定した「寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、町全体の脱炭素化の促進、中・長期的視点で自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行うため、4つの基本方針を設定しました。この基本方針を基に温室効果ガスの排出量を令和12年度までに46%削減し、令和32年度には実質ゼロを目指すこととしており、町民・事業者・町が一体となって参加・連携することで、ゼロカーボンシティの実現を目指すものとなっています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた寄居町環境審議会委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント、アンケートを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました町民、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

今後とも、計画推進に対し、より一層のご理解ご協力をお願いいたします。

令和7年3月

寄居町長 峯 岸 克 明

目次

第1章 計画の基本的な事項・背景.....	1
1.1 区域施策編策定の背景	1
1.2 計画の位置付け	5
第2章 寄居町の地域特性	7
2.1 位置・地整	7
2.2 人口・世帯数	8
2.3 気候	8
2.4 土地利用	10
2.5 産業	11
2.6 交通	13
2.7 一般廃棄物（ごみ）排出量	13
2.8 区域の目指す将来像	15
第3章 温室効果ガス排出量の推計と将来推計	16
3.1 温室効果ガス排出量推計の対象範囲	16
3.2 区域の温室効果ガスの現況推計	17
3.3 温室効果ガスの将来推計（現状趨勢ケース）	19
3.4 区域の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計	19
第4章 計画全体の目標	21
4.1 区域施策編の目標	21
4.2 部門別削減目標	21
4.3 再生可能エネルギーの導入目標	22
4.4 取組による削減目標	23
第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	24
5.1 施策の体系	24
5.2 具体的な施策・対策	25
第6章 区域施策編の実施及び進捗管理	48
6.1 各主体の役割	48
6.2 実施・進捗管理	49
資料	
資料1 各種対策の削減見込量	-1-
資料2 寄居町地球温暖化対策実行計画策定の経緯	-3-
資料3 寄居町環境基本条例	-4-
資料4 諮問・答申	-7-
資料5 寄居町環境審議会委員名簿	-9-
資料6 寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱	-10-
資料7 用語集	-12-

第1章 計画の基本的な事項・背景

1.1 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され最も重要な環境問題の一つとされています。

2021（令和3）年8月には、IPCC^{※1}第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

※1 IPCC「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」：各国政府の気候変動に関する最新の科学的知見を各種報告書としてとりまとめ、政策の科学的基礎を提供することを目的とする政府間組織（報告書自体は政策中立なものであることを原則とする）。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

①パリ協定

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献^{※2}（Nationally Determined Contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラル^{※3}を目標として掲げる動きが広がりました。

※2 貢献：各締約国は温室効果ガス削減に関する「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contribution）を策定し、5年ごとに国連気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に提出・更新することとされている。

※3 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

②持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月に国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダには、2030（令和 12）年までに達成する人間、地球及び反映のための行動計画として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標『SDGs』（Sustainable Development Goals）が掲げられています。（図 1-1）



図 1-1 SDGs が掲げる 17 のゴール

出典：国際連合広報センターウェブサイト

（3）地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020（令和 2）年 10 月、我が国は、2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021（令和 3）年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021（令和 3）年 10 月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030（令和 12）年、そして 2050（令和 32）年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050（令和 32）年カーボンニュートラルと 2030（令和 12）年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

（表 1-1）

表1-1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

（4）地球温暖化対策をめぐる埼玉県の動向

埼玉県では、2020（令和2）年度に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、取組を強化してきました。

2023（令和5）年度には、国内外の地球温暖化対策に関する目標が「カーボンニュートラル」の達成へとシフトしていることなどの情勢変化を踏まえ、計画を改正し『カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉』を目指すべき将来像に掲げ、2030年度の温室効果ガス削減目標を引き上げました。

2022（令和4）年には「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定し、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向けた取組を進めることとしています。

埼玉県では国、市町村、県民、事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続的な社会の実現を目指しています。

（5）寄居町における地球温暖化対策のこれまでの取組・今後の取組方針

「寄居町環境基本計画」

寄居町では、2005（平成17）年3月に「寄居町環境基本計画」を策定し、取組方針の一つとして「地球温暖化防止に役立つエネルギー利用へ変えていこう」を掲げ、町民・事業者・町による省エネルギー対策等を推進してきました。

2017（平成29）年3月には「第2次寄居町環境基本計画」を策定し、『豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち』を環境像に掲げ、新たな総合的な環境施策を位置付け、地球温暖化対策実行計画の策定や低炭素型機器・設備の導入など、より具体的な施策を定めました。

環境像	環境保全行動プロジェクト	取組の方針	協働による取組項目
豊かな水と緑・歴史に包まれ、 環境にやさしい暮らしが息づくまち	1 （自然環境） 豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして	1－1 豊かで美しい水と緑を保全しよう	(1)豊かな山の緑の保全・活用 (2)自然がもたらす清流と水循環の確保 (3)農地の多面的機能の保全
		1－2 まちに息づく生き物を保全しよう	(1)生き物と生き物の生育・生息空間の確保
	2 （生活環境） 健康で安全・安心に生活できるまちをめざして	2－1 公害のないまちを目指そう	(1)大気環境の保全 (2)水質環境の保全 (3)騒音・振動の防止 (4)その他の公害の防止
		2－2 有害化学物質の排出を防ごう	(1)ダイオキシン類対策等の推進
	3 （快適環境） 快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして	3－1 きれいで清潔なまちにしよう	(1)ごみの不法投棄の防止
		3－2 暮らしやすく愛着の持てるまちをつくらう	(1)環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進 (2)緑豊かな景観・街並みの形成 (3)歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
	4 （地球環境） 環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして	4－1 脱炭素社会の実現に取り組もう	(1)低炭素型機器・設備の導入の促進 (2)環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進
		4－2 資源循環型のライフスタイルを実践しよう	(1)ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (2)廃棄物の適正な処理の推進
	5 （協働環境） 共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして	5－1 環境にやさしい行動をする人の環を広げよう	(1)環境情報の共有化の推進 (2)環境教育・学習の推進 (3)協働による環境保全活動の展開

図 1-2 施策の体系

2023（令和 5）年 3 月には、気候変動により甚大な自然災害が引き起こされていることや持続可能な開発目標（SDGs）の達成に取り組みが進められるなど、環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第 2 次寄居町環境基本計画 改定版」を策定しました。この改定では、これまでの取組への評価を踏まえた施策や目標指標の見直しを行うとともに、取組方針を「低炭素」から「脱炭素」とし、脱炭素社会の実現に取り組むこととしました。

今後、国の温室効果ガス削減目標等を睨みつつ、町では「第 2 次寄居町環境基本計画 改定版」に施策として位置付けられる「低炭素型機器・設備の導入の促進」「環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進」施策を着実に実行していくとともに、町民や事業者へ環境保全行動を促す必要があります。（図 1-2）

「寄居町地球温暖化対策実行計画」

2024（令和 6）年 3 月には、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づき策定された「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中間見直しを行いました。この中間見直しでは、国の「地球温暖化対策計画」に準じて温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成に向けた具体的な対策の見直しを行い、町の事務及び事業により排出される温室効果ガスのさらなる削減を目指していきます。（表 1-2）（図 1-3）

表 1-2 計画の目標

温室効果ガス 総排出量の削減目標 (kg-CO ₂)	基準年度 2013 年度 (平成 25 年度)	中間年度目標 2022 年度 (令和 4 年度)	中間年度実績 2022 年度 (令和 4 年度)	目標年度 2030 年度 (令和 12 年度)
	5,245,496	4,319,478 (-17.7%)	3,754,864 (-28.4%)	2,622,748 (-50.0%)



図 1-3 温室効果ガス総排出量削減率（実績の公表値）

1.2 計画の位置付け

「寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に基づき、寄居町の脱炭素化を促進し、ゼロカーボンシティを目指すため、中・長期的視点で自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行うために策定し、町民・事業者・町の各主体の役割を明確にすることで、地球温暖化対策に関する施策や取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。（図 1-4）

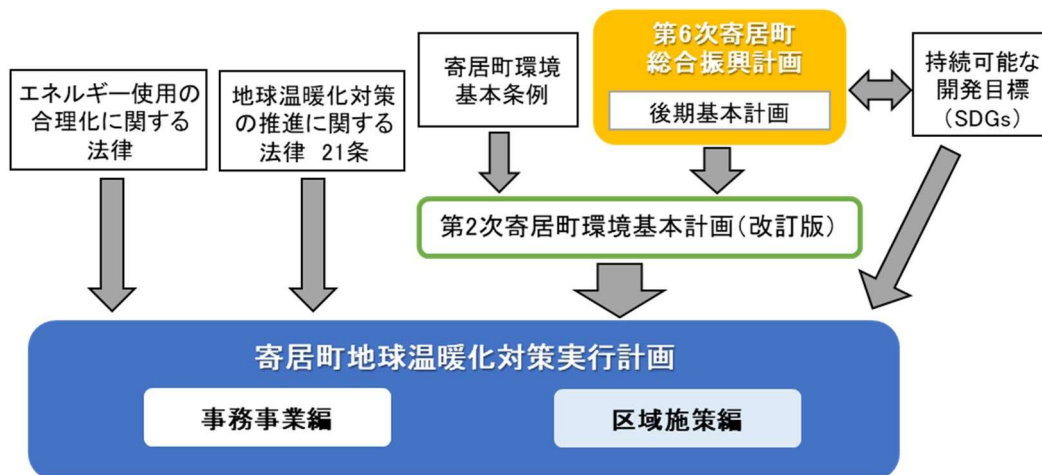


図 1-4 計画の位置付け

(1) 計画期間・基準年度

本計画は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間を計画期間とし、基準年度を 2014（平成 26）年度※とします。

※寄居町では、2014（平成 26）年度に大規模自動車工場が稼働しており、2013（平成 25）年度と現在では産業部門の CO₂ 排出量状況が異なることから、基準年度を 2014（平成 26）年度としました。

和暦（年度）	令和7	8	9	10	11	12
西暦（年度）	2025	2026	2027	2028	2029	2030
寄居町地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）	計画開始 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討				目標年度
	地球温暖化対策実行計画					

第2章 寄居町の地域特性

2.1 位置・地整

寄居町は、埼玉県北西部、都心から70km圏に位置しています。

東方に深谷市、比企郡嵐山町、小川町、西方に児玉郡美里町、秩父郡皆野町、長瀬町、東秩父村に隣接しています。

面積は、64.25 km²であり、山地、丘陵、台地、低地と多様な地形に恵まれており、荒川が町域の中央を屈曲しながら、東流しています。

町の中央部を国道140号、国道140号皆野寄居バイパス、国道254号を骨格として道路網が形成されており、東に関越自動車道花園ICが隣接し、寄居スマートICも有しています。

JR八高線、東武東上線が中央部を南北方向に連絡し、秩父鉄道線が東西方向に連絡しており、3路線が結接する交通の要衝地でもあります。(図2-1)



図 2-1 交通体系

出典：寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2.2 人口・世帯数

人口は、2000（平成 12）年をピークに減少に転じ、それ以降は緩やかに減少しています。2022（令和 4）年の人口統計調査では、約 32,000 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025（令和 7）年を過ぎると、人口が 30,000 人を下回り、少子高齢化が急速に進行することが予測されています。（図 2-2）

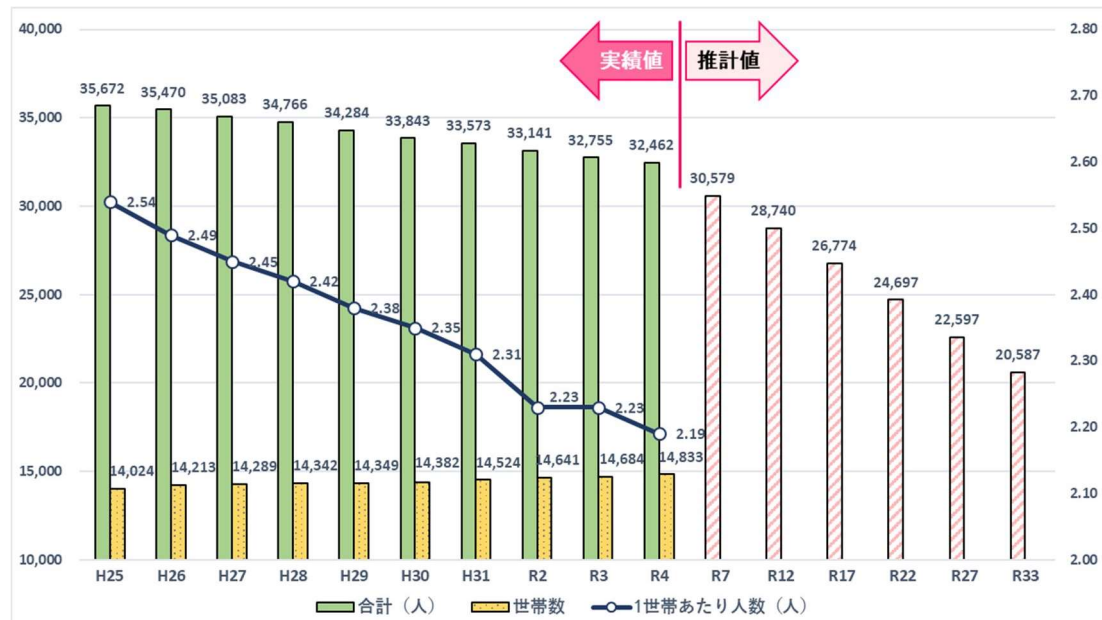


図 2-2 寄居町の人口推移と将来推計

出典：総務省「国勢調査」（2013-2022）

国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口（2025-2050）

2.3 気候

（1）気温

1978（昭和 53）年から 2023（令和 5）年までの日平均気温の推移をみると、上昇傾向となっています。（図 2-3）

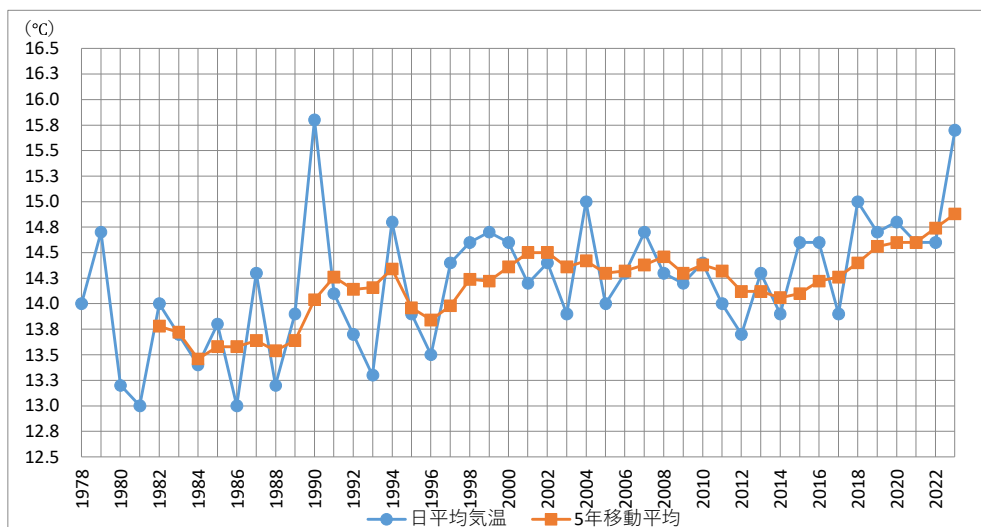


図 2-3 寄居町の日平均気温の推移

出典：気象庁 web サイト（寄居気象観測所（アメダス））

(2) 日照時間

寄居観測所における日照時間の平年値は、2,059 時間となっています。関東地方の主要都市における日照時間の平年値と比較すると、寄居町の日照時間は長くなっています。

(図 2-4)

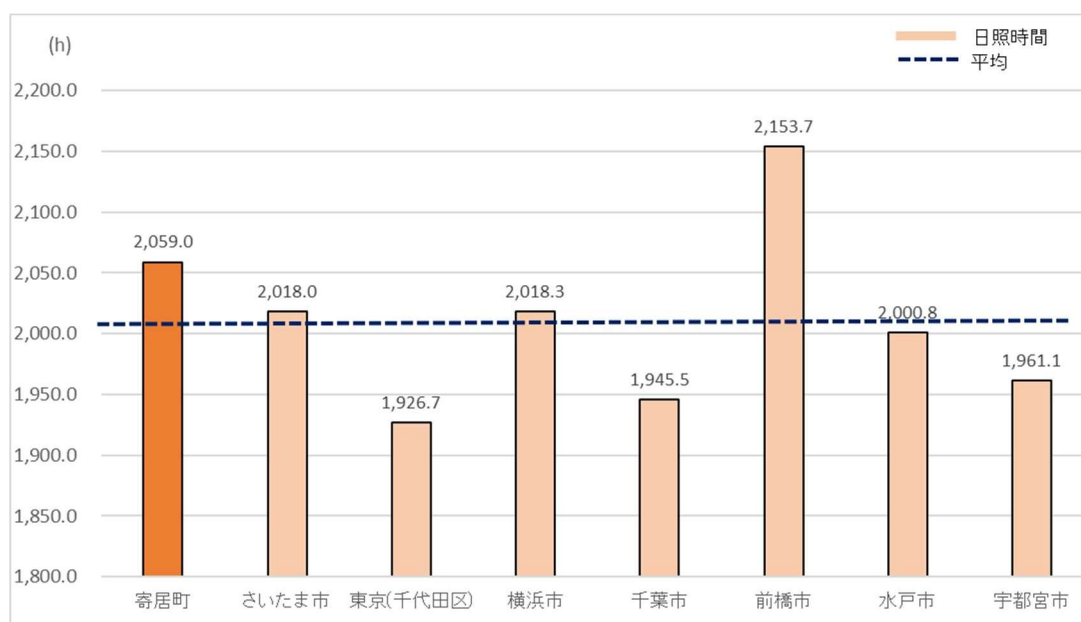


図 2-4 関東地方主要都市との日照時間の比較 (平年値, 1991 年~2020 年)

出典：気象庁 web サイトより作成

(3) 日射量

寄居町の日射量は、水平面で 1 日あたりの平均 3.91kWh/m²となっています。

関東地方の主要都市における一日あたりの日射量の年平均値と比較すると、寄居町の日射量は多くなっています。(図 2-5)

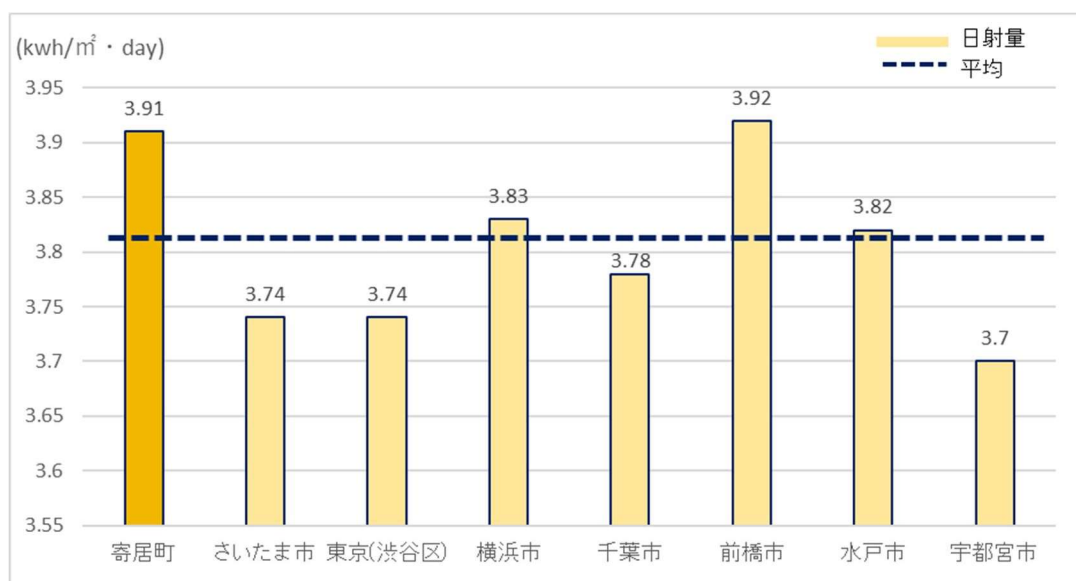


図 2-5 関東地方主要都市との日射量の比較 (年平均値, 2010 年~2018 年)

出典：NEDO 日射量データベース閲覧システムより作成

2.4 土地利用

2022（令和2）年度都市計画基礎調査によると、寄居町の土地利用は、自然的土地利用が4,370.3haと68.0%を占め、そのうち農地が23.7%、山林や水面等が42.6%となっています。

都市的土地利用のうち住宅用地に商業用地、工業用地を合わせた宅地は、1,021.9haで全体の15.9%である。そのうち、住宅用地の面積は、用途地域内が115.6ha（1.8%）、用途地域外が541.7ha（8.4%）で、用途地域外は用途地域内の面積の約5倍となっており、住宅地が用途地域外に分散しています。

未利用地を含むその他空地としては、用途地域内では約21.7haの未利用地が見られますが、まとまりのある一団の土地ではなく、小規模な未利用地が点在しています。

用途地域内や山間部を除く広い範囲に農用地区域が指定されています。

三ヶ山、富田谷津地区等に立地する自動車産業や環境産業をはじめ、町辺縁部を中心に工業地域が形成されています。（図2-6）

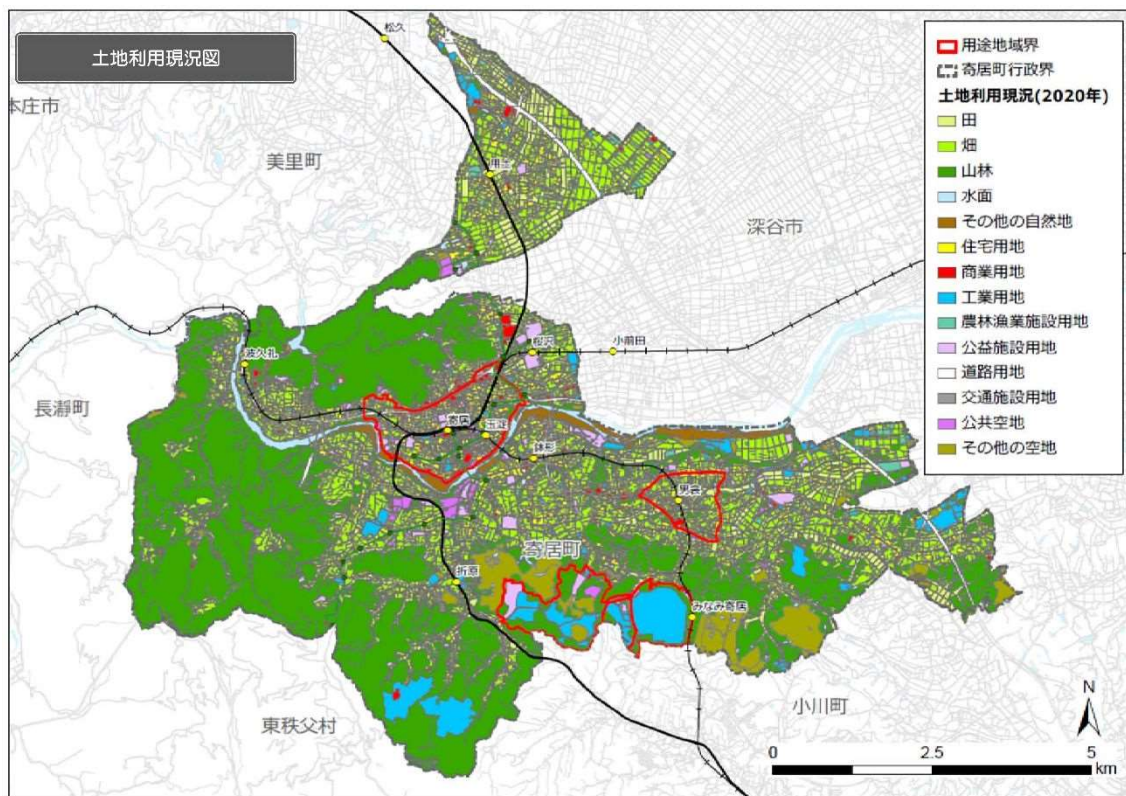


図 2-6 寄居町の土地利用現況図

出典：寄居町立地適正化計画（H30.3 策定、R5.3 改定）

（１）森林面積

「森林・林業と統計 令和３年度版」（埼玉県）によると、寄居町の森林面積は、2,398ha となっています。区域面積に占める森林の比率は 37% となっています。（図 2-7）



図 2-7 森林地域

出典：国土数値情報をもとに作成

2.5 産業

（１）産業構造

寄居町の産業構造は、第三次産業が約 60% を占めており、第一次産業、第二次産業の割合は減少傾向となっています。（図 2-8）

大規模自動車工場が稼働した影響などから、工業従事者数、製造出荷額が増加しています。農業、商業、観光業については、後継者不足等により事業者が減少しており、農業従事者数の減少から、農家戸数、経営耕地面積ともに年々減少しています。

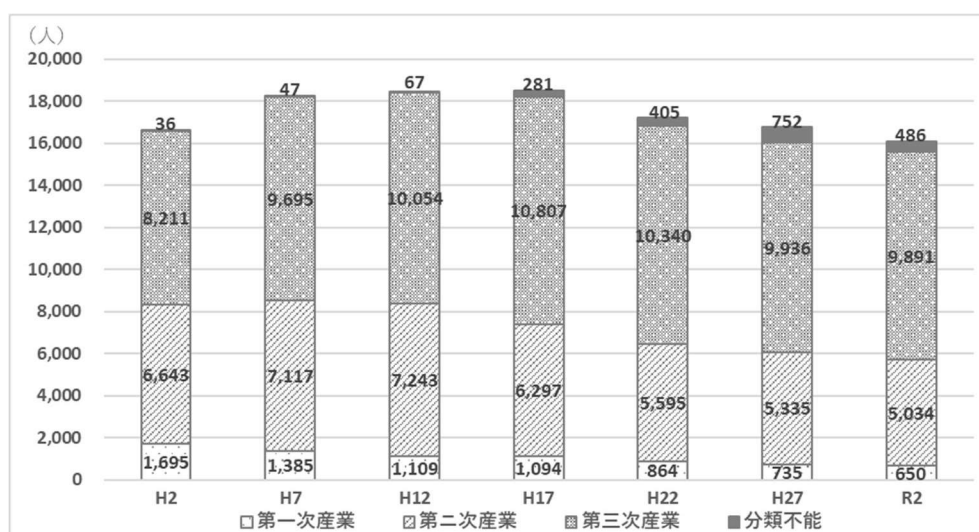


図 2-8 産業別就業人口の推移

出典：総務省「国勢調査」

産業別従業者数をみると、製造業が最も多く 5,000 人を超えています。次いで医療、福祉、卸売業、小売業の従業者数が多くなっています。(図 2-9)

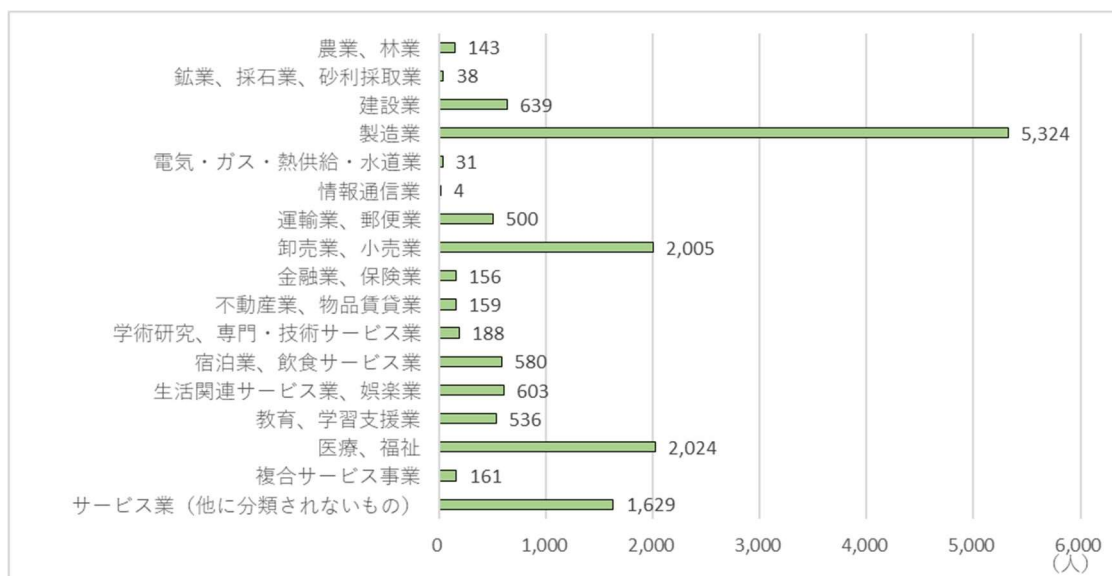


図 2-9 寄居町の産業別従業者数

出典：総務省「令和 3 年経済センサス 活動調査」

(2) 産業別エネルギー消費量

寄居町の産業別エネルギー消費量は、機械製造業のエネルギー消費量が最も多く、次いで窯業・土石製品製造業、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業の順になっています。(図 2-10)

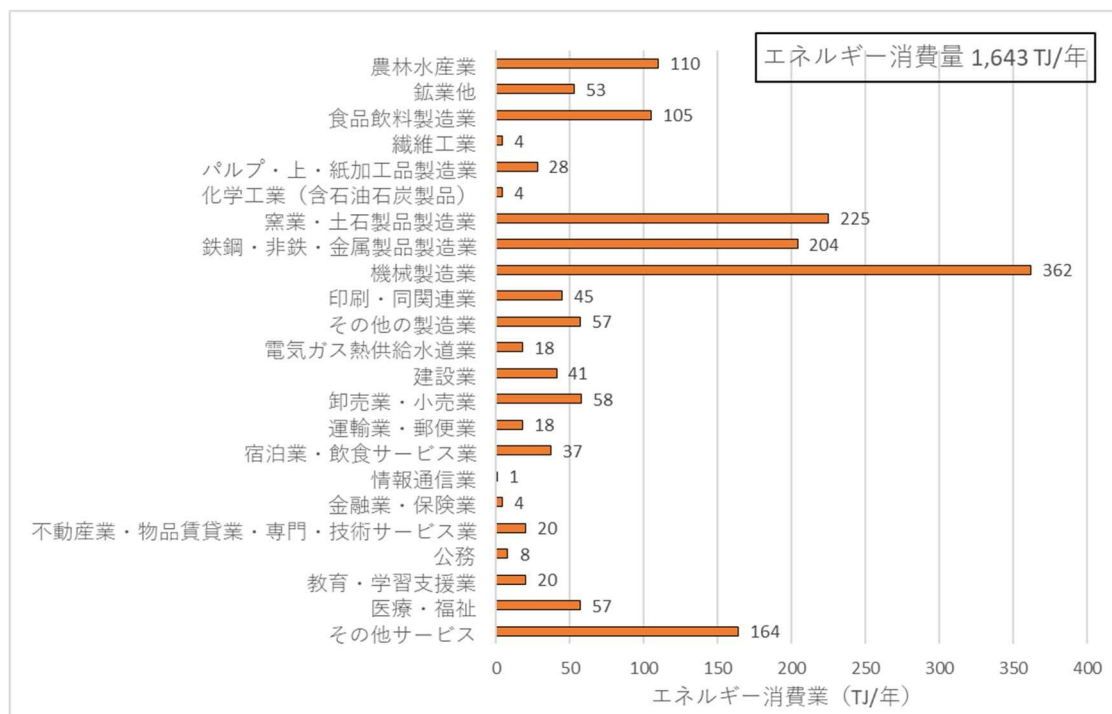


図 2-10 産業別エネルギー消費量

出典：地域経済循環分析ツール 2024.4（環境省）をもとに作成

2.6 交通

2023（令和 5）年度における寄居町の自動車保有台数は、28,915 台で、2013（平成 25）年度以降、横ばいに推移しています。車種別では、貨物自動車、乗用自動車は減少傾向、乗合自動車、特殊用途車は横ばいに推移しています。小型二輪、軽自動車は増加傾向で推移しています。（表 2-1）

表 2-1 自動車保有車両数の推移

単位：台

車種 年	貨物自動車	乗合自動車	乗用自動車	特殊用途車	小型二輪	軽自動車	合 計
2013	1,901	93	14,498	527	658	11,779	29,456
2014	1,855	90	14,303	503	696	12,190	29,637
2015	1,842	93	14,031	527	691	12,443	29,627
2016	1,799	98	13,777	541	702	12,603	29,520
2017	1,750	98	13,650	557	691	12,687	29,433
2018	1,722	100	13,571	566	672	12,856	29,487
2019	1,708	102	13,511	565	691	12,905	29,482
2020	1,687	103	13,259	535	678	13,143	29,405
2021	1,690	95	13,034	540	699	13,246	29,304
2022	1,740	98	12,843	547	717	13,245	29,190
2023	1,740	90	12,664	537	742	13,142	28,915

出典：埼玉県統計年鑑（埼玉県）

2.7 一般廃棄物（ごみ）排出量

寄居町の一般廃棄物（ごみ）排出量は、2013（平成 25）年度以降で 2016（平成 28）年度が最も排出量が少なく 10,614t/年でしたが、2020（令和 2）年度に 11,357t/年と大幅に増加しました。直近の 2021（令和 3）年度には 10,779t/年まで減少しています。

1 人 1 日あたりごみ排出量をみると、2016（平成 28）年が最も少なく 848g/人日でしたが、それ以降は増加傾向となっており、2021（令和 3）年度は、910 g/人日となっています。

また、生活系ごみ排出量から資源ごみ排出量を除いた 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は 2013（平成 25）年度以降増加傾向にあり、2021（令和 3）年度は 769 g/人日となっています。（図 2-11）

排出されたごみの内訳をみると、生活系ごみ、事務系ごみの排出量は概ね横ばいに推移しています。集団回収は減少傾向にあり、2021（令和 3）年度の排出量は 2013（平成 25）年度の約 50%となっています。（図 2-12）

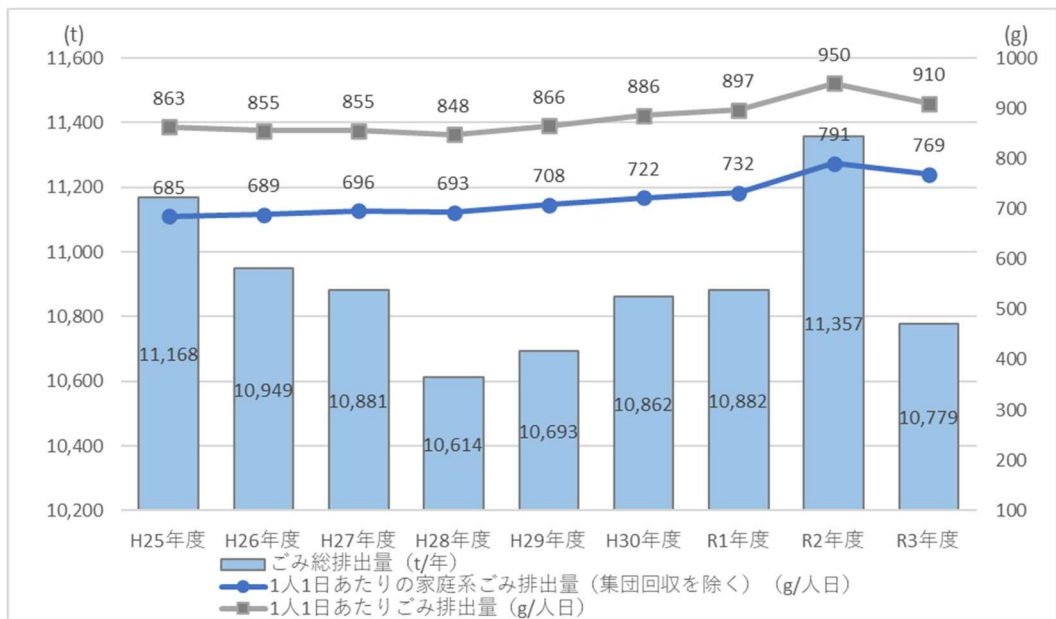


図 2-11 一般廃棄物（ごみ）排出量

出典：寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より作成



図 2-12 一般廃棄物（ごみ）の内訳

出典：寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より作成

2.8 区域の目指す将来像

地球温暖化対策は、町民・事業者・町などあらゆる主体が地球温暖化という共通の課題を「自分ごと」として捉え、取組を行う必要があります。そのために、寄居町が2050（令和32）年度に目指すべき将来像を掲げ、あらゆる主体と共有し、一体となって取組への理解と協力を推進していく必要があります。

【2050（令和32）年度の将来像】

脱炭素社会の実現に取り組み、資源循環型のライフスタイルを実現したまち

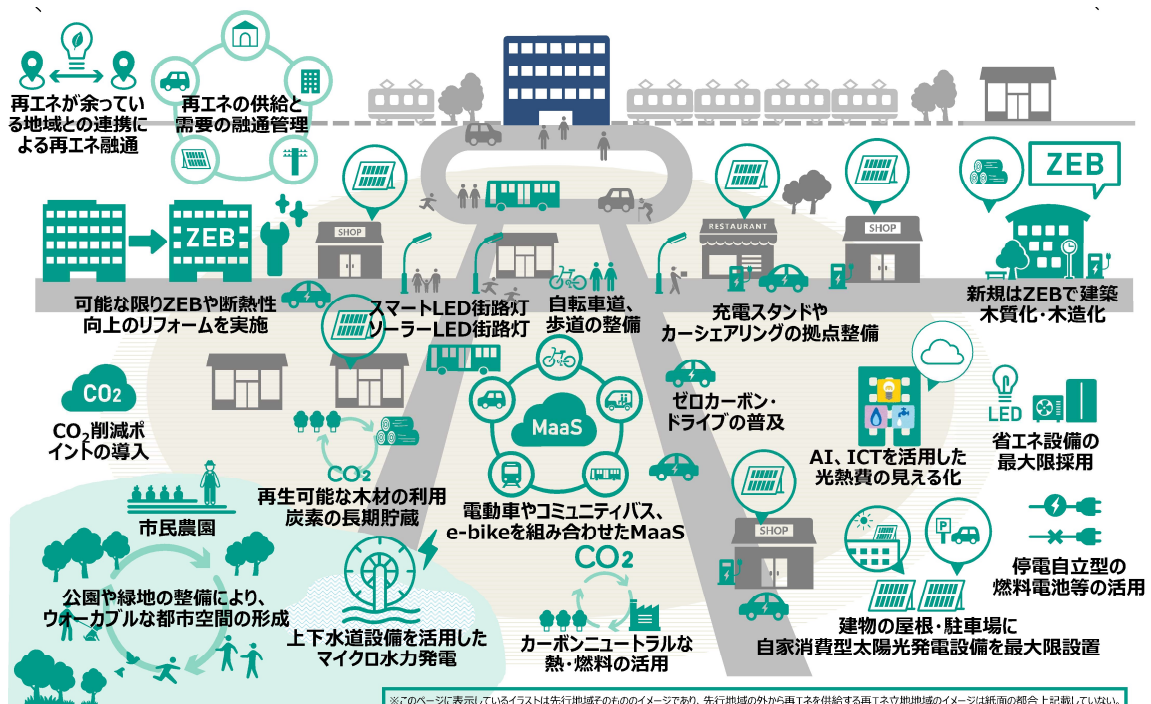


図 2-13 脱炭素先行地域のイメージ（地方の小規模市町村等の中心市街地）

出典：「地域脱炭素ロードマップ【概要】」（国・地方脱炭素実現会議）

第3章 温室効果ガス排出量の推計と将来推計

3.1 温室効果ガス排出量推計の対象範囲

温室効果ガス排出量は、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、本計画が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行いました。

排出量推計の現況年度は、温室効果ガス排出量に係るデータの入手が可能な最新年度（2021（令和3）年度）としました。

（1）対象とする地域

寄居町全域を対象とします。

（2）対象とする温室効果ガス

本計画で把握すべき区域の温室効果ガス排出量は原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野」とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律においては、下表に示す 7 種類のガスが「温室効果ガス」として定められていますが、国や埼玉県において二酸化炭素が排出量の約 90%を占めていることから、本計画における温室効果ガスの排出量の算出や施策の対象は、二酸化炭素とします。

表 3-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類		地球温暖化係数	主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源CO ₂	1	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
	非エネルギー起源CO ₂	1	工業プロセス、廃棄物の焼却処分・原燃料使用等
メタン（CH ₄ ）		28	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素（N ₂ O）		265	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,300 など	クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	6,630 など	アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	23,500	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器等の電気機械器具の使用・点検・排出
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	16,000	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」

(3) 対象とする部門

本計画で温室効果ガス排出量削減の対象とする部門は、下表のとおりです。

表 3-2 対象とする部門

ガス種	部門・分野		主な排出活動
エネルギー起源CO ₂	産業部門		製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	民生部門	家庭	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
		業務	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、いずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門		自動車、鉄道などにおけるエネルギー消費に伴う排出
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野		廃棄物焼却処分に伴い発生する排出

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」

3.2 区域の温室効果ガスの現況推計

寄居町の温室効果ガスの総排出量は、2021（令和 3）年度は 332 千 t-CO₂ となっています。2013（平成 25）年度以降に排出量が増加し、2018（平成 30）年度をピークに 2019（令和 1）年度からは減少傾向となっています。（図 3-1）

各部門の温室効果ガスの現況推計結果および特徴は下図のとおりとなっています。

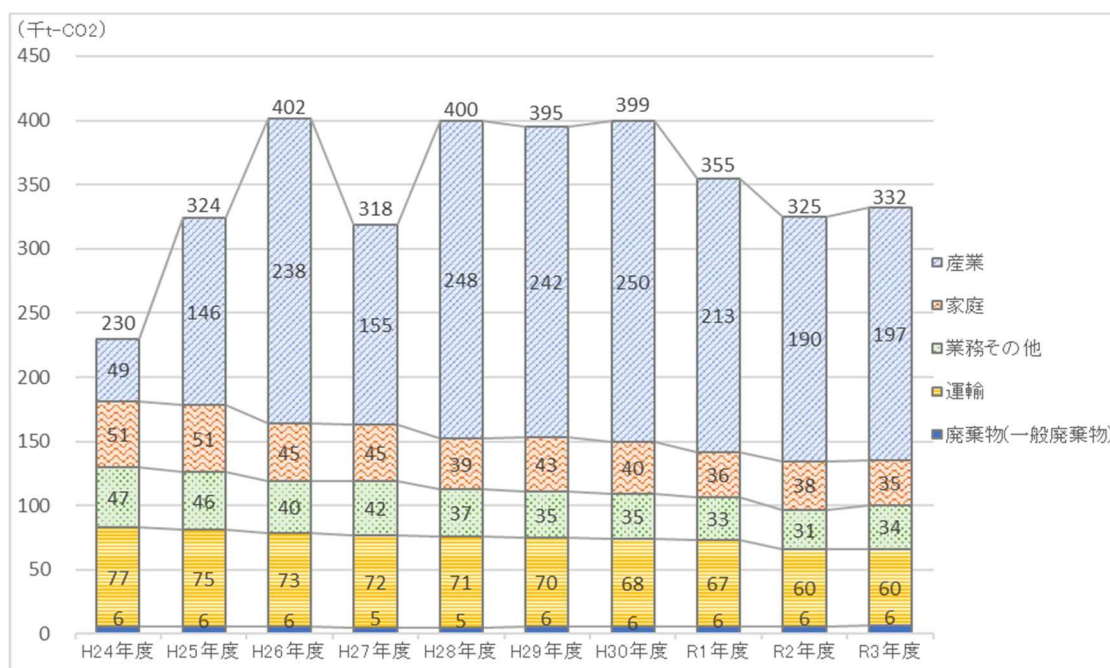


図 3-1 温室効果ガス排出量の経年変化

出典：自治体排出量カルテをもとに作成

(1) 産業部門

大規模自動車工場の稼働により 2016（平成 28）年には 248 千 t-CO₂ まで増加した後、横ばいに推移し、2019（令和 1）年度から減少しています。2013（平成 25）年度以降、部門別の温室効果ガス排出量は、産業部門の占める割合が高くなっています。

(2) 家庭部門

2013（平成 25）年度の 51 千 t-CO₂ をピークに排出量は減少傾向となっています。

(3) 業務その他部門

2012（平成 24）年度の 47 千 t-CO₂ をピークに排出量は減少傾向となっています。

(4) 運輸部門

年々減少しており、直近の 2021（令和 3）年度では、60 千 t-CO₂ となっています。

(5) 廃棄物部門

横ばいとなっており、直近の 2021（令和 3）年度は 6 千 t-CO₂ となっています。

寄居町の部門別 CO₂ 排出量構成比と埼玉県平均及び全国平均との比較を下図に示します。埼玉県平均、全国平均と比較すると産業部門が占める割合が高くなっています。

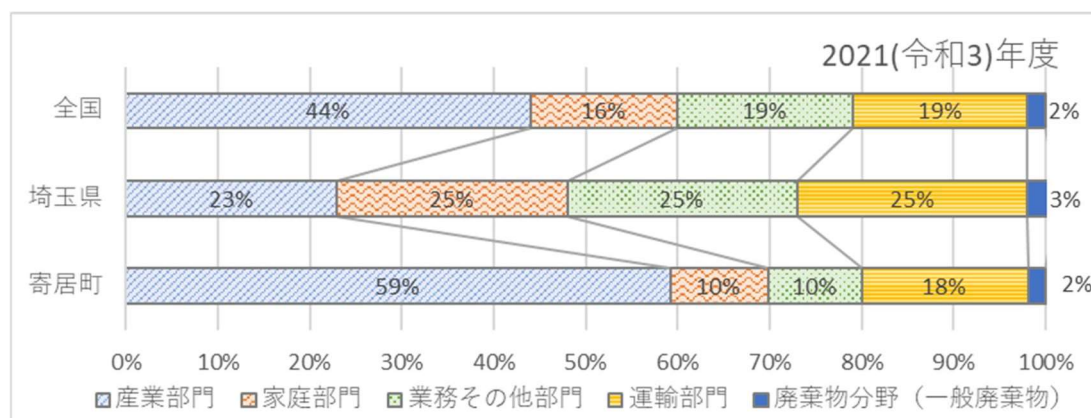


図 3-2 部門別 CO₂ 排出量の構成比の比較（埼玉県平均及び全国平均）

出典：自治体排出量カルテをもとに作成

3.3 温室効果ガスの将来推計（現状趨勢ケース）

将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢※ケース）の推計は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」に紹介されている、将来人口を用いた簡易な手法を用いました。そのため、産業など区域の活動量は現状のままとして推計しています。将来推計の現状年度は自治体排出量カルテの最新年度である、2021（令和3）年度、目標年度は2030（令和12）年度としました。

寄居町の2030（令和12）年度の現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量の将来推計を表に示します。現状趨勢ケースでは、全ての部門で排出量が減少し、温室効果ガスの総排出量は基準年度比で29.9%の削減となります。現状趨勢ケースの排出量構成比を見ると、産業部門が58.6%と区域内の温室効果ガス排出量の半分以上を占めると推計されました。

（表3-3）

※現状趨勢（Business As Usual「BAU」）ケース：今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指し、部門ごとの活動量の推計値から算出する。

表3-3 将来推計（現状趨勢ケース）

温室効果ガス 排出量・吸収量 (単位：千 t- CO ₂)			2014 年度 (基準年度)	2030 年度 (現状趨勢ケース)		
				排出量	構成比	削減率 (基準年度比)
産業部門	製造業		231	159	56.4%	-31.2%
	建設業・鉱業		2	1	0.4%	-50.0%
	農林水産業		6	5	1.8%	-16.7%
家庭部門			45	33	11.7%	-32.5%
業務その他部門			40	27	9.6%	-26.7%
運輸部門	自動車	旅客	41	29	10.3%	-29.3%
		貨物	29	22	7.8%	-24.1%
	鉄道		3	2	0.7%	-33.3%
廃棄物分野（一般廃棄物）			6	5	1.8%	-16.7%
合 計			402	282	100%	-29.9%

※表中の合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」

3.4 区域の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計

吸収源とは二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林のことです。

寄居町内の森林が1年間に吸収する二酸化炭素量を算定すると、823.60t-CO₂/年となります。（表3-4）

寄居町の森林CO₂吸収量の算定は、「寄居町森林整備計画書（R5年3月）」に示されている民有林、2352.07haを対象とし、「埼玉県森林CO₂吸収量算定基準（H22年作成、H31年改定）」に示される数値を用い、以下の計算方法により算定しました。

$$\text{吸収量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{幹の体積の増加量 (m}^3\text{/年)} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地上部・地下部比}) \times \text{容積密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率}$$

表 3-4 寄居町の森林 CO₂ 吸収量

樹種	民有林面積 (ha)	CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂ /年)
スギ	501.05	193.84
ヒノキ	332.93	102.52
その他広葉樹	1,518.09	527.23
合 計	2,352.07	823.60

吸収源については、二酸化炭素の吸収源としての機能を持つ森林を適切に管理・維持することが重要です。適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）が行われるように、基礎となる森林データの整備や維持管理のための施策を講じることが求められます。

また、木材は大気中の CO₂ を大量に固定しているため、間伐・主伐により生み出された木材を適切に利用することも重要です。

第4章 計画全体の目標

4.1 区域施策編の目標

本計画の温室効果ガス削減目標は、国の地球温暖化対策計画を踏まえて策定された「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」に準じた目標とし、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2014（平成26）年度比で46%削減とします。

目標（本計画の目標）

2030（令和12）年度までに寄居町の温室効果ガス排出量を
2014（平成26）年度比で46%削減を目指す

長期目標

寄居町から排出される温室効果ガスを2050（令和32）年度までに実質ゼロを目指す

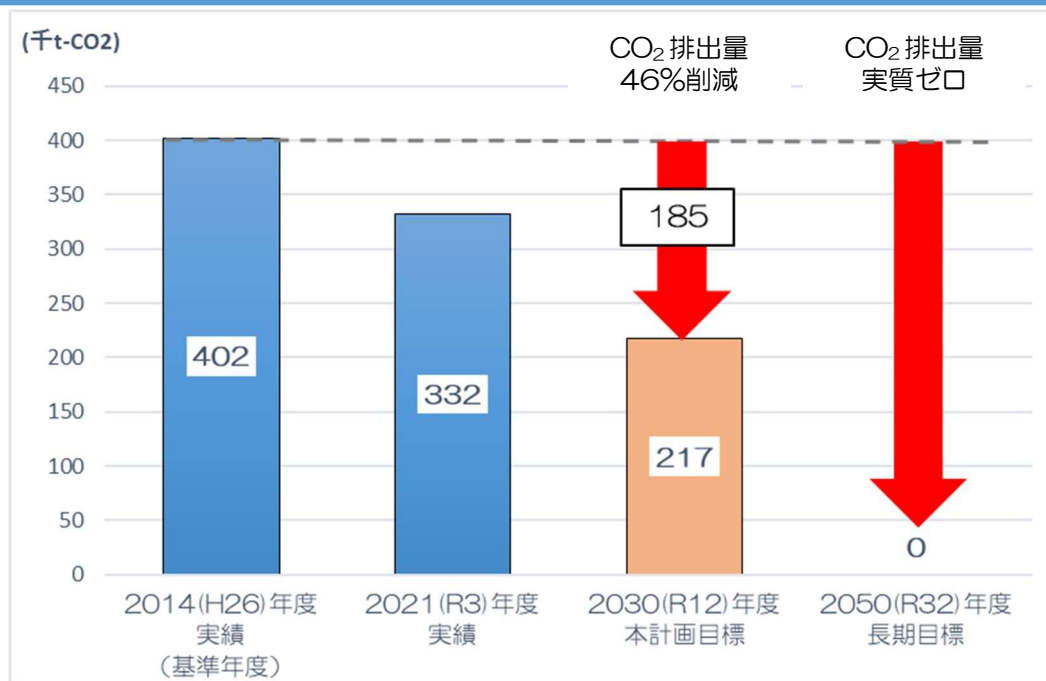


図 4-1 本計画の目標値

4.2 部門別削減目標

本計画の目標を実現するため、各部門の温室効果ガス削減目標を下表のとおり設定します。なお、各部門の削減量は参考値であり、目標に基づき削減を進めます。

産業部門に関しては、温室効果ガス排出量の構成比が直近の2021（令和3）年の実績値で59%を占めており、目標達成のためには産業部門の温室効果ガス排出量を大きく削減していく必要があります。

吸収源については、現状は823.6t-CO₂/年と推計されます。森林吸収量を2030（令和12）年度までに目標とする1,000t-CO₂/年を実現させるためには、森林の適切な維持管理を行い、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持することが必要です。

表 4-1 現状の実績と目標との対比

(単位：千 t-CO₂)

部門	2014(H26)年度 排出量実績 (基準年度)	2021(R3)年度 (直近年度) 排出量実績	2030(R12)年度 (目標年度)		必要な 削減量
			排出量目標	構成比	
産業	238	197	120	55.3%	118
家庭	45	35	25	11.5%	20
業務	40	34	21	9.7%	19
運輸	73	60	48	22.1%	25
廃棄物	6	6	4	1.8%	2
吸収源	—	—	▲1		
合計	402	332	217		185

※表中の合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

出典：自治体排出量カルテ

4.3 再生可能エネルギーの導入目標

寄居町は日照時間が長く日射量も多いことから、本計画の目標達成のため太陽光発電設備の導入を促進します。

再生可能エネルギーの導入目標の指標を下表に示します。

表 4-2 再生可能エネルギー導入目標※¹

再生可能 エネルギー 区分	2022(R4)年（現状）		2030(R12)年（目標年）		
	設備容量 (MW)	年間 発電電力量 (MWh/年)	設備容量 (MW)	年間 発電電力量 (MWh/年)	(参考) 二酸化炭素 削減量 (千 t-CO ₂ /年)
太陽光	32	41,096	92	116,879	50.8
バイオマス	2	11,297	2	11,297	4.9
合 計	34	52,393	94	128,176	55.7

※¹ 再生可能エネルギー導入目標は、自治体排出量カルテを基に REPOS※² で公開されている再生可能エネルギー目標設定支援ツールを用いて算定。

※² REPOS(リーボス)：再生可能エネルギー情報提供システムのこと。わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として 2020 年に環境省が開設したポータルサイト。

再生可能エネルギーの導入に関しては、地域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要です。一方で気候変動の進行そのものが生物多様性の損失や気象災害の増加につながるものであり、自然環境の保全を図りつつ、最大限の再生可能エネルギー導入に取り組むことが重要です。

4.4 取組による削減目標

本計画の目標を実現するために必要な温室効果ガスの削減量は、185 千 t-CO₂ となります。このうち、現状趨勢（BAU）ケースにより 120 千 t-CO₂ の削減が見込まれます。

再生可能エネルギー導入および省エネ等の取組により、目標達成までに必要な 65 千 t-CO₂ を削減します。

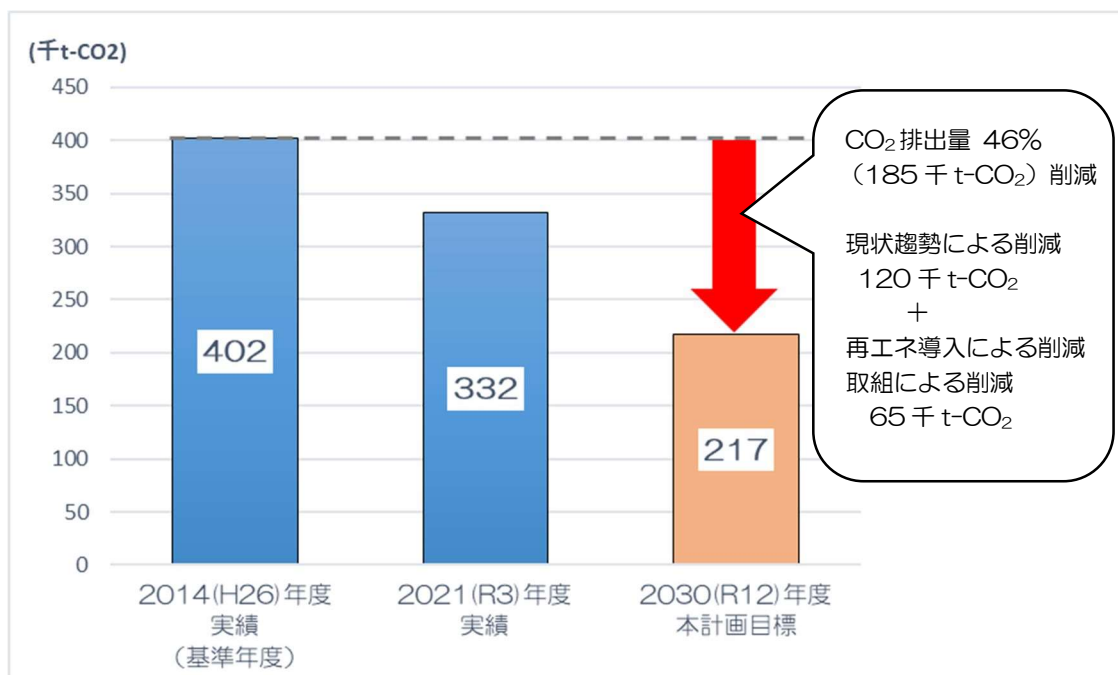


図 4-2 本計画の削減目標値

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

本計画の目標を達成するために寄居町では、自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進します。特に、地域の町民・事業者との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

また、策定する温室効果ガス排出量削減の施策・対策は、寄居町の課題である「人口減少」、「少子高齢化」、「環境保全」に資するものとします。

5.1 施策の体系

地球温暖化対策推進法に基づき、寄居町の温室効果ガス排出量の削減等を行うための方針を以下のとおり設定します。

基本方針1：再生可能エネルギーの利用促進
 基本方針2：省エネルギーの推進
 基本方針3：脱炭素型まちづくりの推進
 基本方針4：循環型社会の形成

本計画の施策・対策を下図に整理します。

基本方針1：再生可能エネルギーの利用促進 施策1-1：再生可能エネルギー設備の導入促進 施策1-2：再生可能エネルギーの活用促進	関連する部門（対策） ① ② ③	産業 ① 業種間連携省エネの取組推進 燃料転換の推進 FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施
基本方針2：省エネルギーの推進 施策2-1：省エネルギー技術の導入促進 施策2-2：省エネルギー行動の促進 施策2-3：環境教育・環境学習の推進	関連する部門（対策） ① ② ③ ④	家庭 ② 住宅の省エネ化 高効率な省エネルギー機器の普及 トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 HEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 脱炭素型ライフスタイルへの転換
基本方針3：脱炭素型まちづくりの推進 施策3-1：都市機能集約化の推進 施策3-2：移動手段の脱炭素化	関連する部門（対策） ② ③ ④	業務 その他 ③ 建築物の省エネ化 高効率な省エネルギー機器の普及 トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 BEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 脱炭素型ライフスタイルへの転換
基本方針4：循環型社会の形成 施策4-1：ごみの減量化・資源化の推進 施策4-2：緑地保全・緑化の推進	関連する部門（対策） ① ② ③	運輸 ④ 次世代自動車の普及、燃費改善 道路交通流対策 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 公共交通機関及び自転車の利用促進 トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進 脱炭素型ライフスタイルへの転換 物流施設の脱炭素化の推進

図 5-1 施策・対策の体系

5.2 具体的な施策・対策

温室効果ガス削減の目標達成に向けた施策は、国の地球温暖化対策計画を基に策定された「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）改正版」を基に寄居町の実情を踏まえたものとし、施策に対する取組内容、取組主体、CO₂ が削減される部門及び取組指標と目標値※¹ を決めました。（図 5-2）

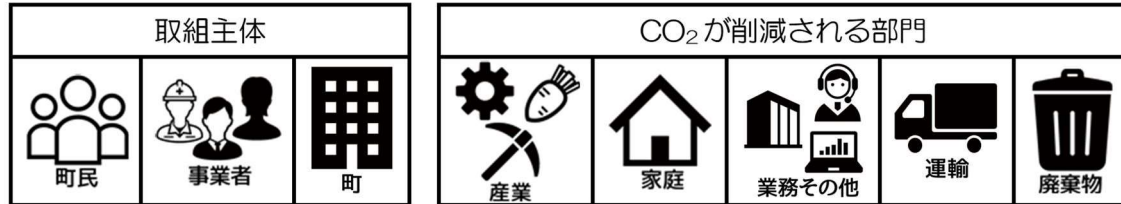


図 5-2 取組主体、CO₂ が削減される部門

また、本計画で示す具体的な対策はコベネフィット等※² を踏まえた対策を検討しました。

事業者の温室効果ガス削減の対策について、寄居町の大規模排出源となる事業所を所有する企業では、企業全体として 2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現を目指し、取組を行っています。

事業者の計画等に沿って削減が進んでいくことを前提に、具体的な対策・施策は事業者委ねることとし、町は事業者と積極的なコミュニケーションを図り、中小企業や住民をターゲットとした対策に特に注力することとします。

※¹ 取組指標と目標値：本計画の目標年度は 2030（令和 12）年度ですが、他関係計画の改定、進捗状況を踏まえて再設定することとします。

※² コベネフィット：一つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の分野における複数のベネフィット（利益、恩恵）のこと。

● 基本方針 1：再生可能エネルギーの利用促進

寄居町は太陽光発電の利用促進にあたり、自然環境や生活環境に配慮しつつ適正な地域資源の活用が推進されるよう町の太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

また、住宅や事業所、工場などへの太陽光発電設備の導入が困難な場合、再生可能エネルギー比率の高い電力が利用されるよう啓発に努め、温室効果ガス排出量の削減に貢献していきます。

【施策 1-1：再生可能エネルギー設備の導入促進】

取組内容：太陽光発電・太陽熱利用の適切な推進

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 耐震性や保守性に問題を生じない範囲で公共施設の屋上等へ太陽光発電設備を導入します。 - 町民、事業者が太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入を検討できるよう、情報提供を行います。 - 町のエコハウス推進事業補助金等を活用し、住宅への太陽光発電設備の導入を推進します。 町民 - 太陽光発電、住宅用蓄電池等、再生可能エネルギー機器・設備の導入に努めます。 事業者 - 工場、事業所への太陽光発電設備の導入に努めます。 - 工場等の未利用エネルギー※の有効活用に努めます。							

※未利用エネルギー：工場・変電所・地下施設から出る廃熱、冷暖房排熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称

【施策 1-2：再生可能エネルギーの利用促進】

取組内容：再生可能エネルギー比率の高い電力の利用

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 公共施設の電力契約の際には、グリーン契約※を推進します。 - 再生可能エネルギー比率の高い電力の調達に努めます。 - 国や県の補助・支援制度や再生可能エネルギー由来の電力供給などの情報提供を行います。 町民 - 再生可能エネルギー比率の高い電力の調達に努めます。 事業者 - 再生可能エネルギー比率の高い電力の調達に努めます。							

※グリーン契約：製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。グリーン契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

【取組の目標（指標）】

取組指標	現状値	目標値	備考
エコハウス推進事業補助金 交付件数	28 件/年 (R3 年度)	30 件/年	第 2 次寄居町環境基 本計画 改定版 (R5～R9)

ポイント

寄居町では事業者の取組状況を把握するため、無作為に抽出した 30 社程度の事業者を対象に地球温暖化対策に関するアンケートを実施しました。その結果、太陽光発電設備は 1/3 の事業所で導入をしていたものの、蓄電池システムや太陽熱温水器などはほとんど導入されていませんでした。太陽光発電は非常時や災害時など電力会社からの電気供給がストップしても電力を確保できることから、事業所に対して太陽光発電設備や蓄電池システムなどを導入するメリットを説明することも重要です。

コラム：寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

この計画は、「地球温暖化対策推進法」に基づき、町の事務事業にともない発生する温室効果ガスの排出量の削減目標や、その方策について示したもので、地球温暖化対策を推進していくための計画です。

計画目標 2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比50%削減

温室効果ガス 総排出量の削減目標 (kg-CO ₂)	基準年度 2013年度 (平成25年度)	中間年度目標 2022年度 (令和4年度)	中間年度実績 2022年度 (令和4年度)	目標年度 2030年度 (令和12年度)
	5,245,496	4,319,478 (-17.7%)	3,754,864 (-28.4%)	2,622,748 (-50.0%)



目標に向けた取組

（１）温室効果ガス削減に向けた基本方針

高効率型設備・機器の積極的な導入 環境マネジメントシステムの導入 再生可能エネルギーの導入	各職員の着実な省エネ行動の実践 公共施設等総合管理計画と連動した削減 対策の推進 環境に配慮した電気事業者の選定
---	---

（２）職員の環境配慮行動

執務に際しては、日ごろから省エネルギーを心がけ、以下の環境配慮行動を確実に実践する。併せて、省資源やリサイクルなどの環境配慮行動に努めるとともに、広く職員に普及・啓発する。

①省エネルギーに向けた環境配慮行動	②省資源等に向けた環境配慮行動
○冷房は冷やし過ぎない、暖房は暖めすぎない室温管理を推奨する。 ○不要な照明の消灯を徹底する。 ○休み時間や不在時は、主電源をオフにする。 ○近隣の公務には、自転車を使用するなど公用車使用を抑制する。 ○マイボトルを携行し、ペットボトルの使用を減らす。	○雑紙の分別や用紙の再利用に努め、廃棄される用紙類を削減する。 ○廃棄物の分別を徹底する。 ○トイレや洗い物などでの日常的な節水に努める。

コラム：エコハウス推進事業補助金

町では、温室効果ガスの削減や省エネルギー化、災害時において自立的エネルギーを確保できる家づくりを促進するため、自己用の住宅に『エコハウス事業』を実施する方へ、補助金を交付します。

対象者

寄居町民又はこれから寄居町民となる方で、自ら居住するための住宅に補助対象機器を設置する方

補助対象機器	補助金額	補助金の加算※
○太陽光発電システム ○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム ○家庭用蓄電池 ○電気自動車等充給電設備（V2H） ○地中熱システム	各 7 万円	各 1 0 万円
○太陽熱利用システム	3.5万円	1 0 万円

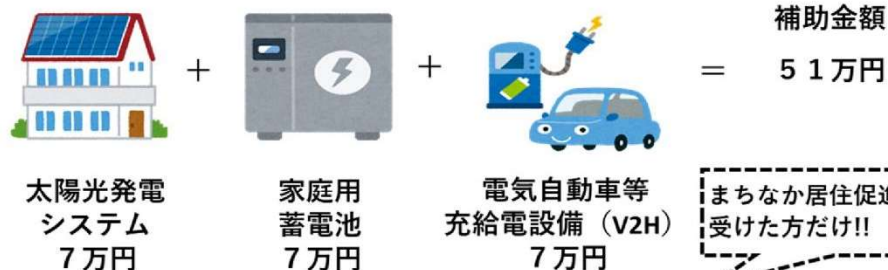
※補助金の加算：「寄居町まちなか居住促進補助金」を受けた方には補助対象機器 1 基につき 1 0 万円を加算します。

補助金の例

○通常の補助金額



○「まちなか居住促進補助金」を受けた場合の補助金額



まちなか居住促進補助金を受けた方だけ!!

加算 1 0 万円 加算 1 0 万円 加算 1 0 万円

※補助対象機器、補助金額等は変更となる可能性があります。

詳細は、下記寄居町公式HPを御確認ください。

寄居町公式 HP

<https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/11/ecohouse-h31.html>



● 基本方針 2：省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー消費に由来する CO₂ 排出量を削減するためには、省エネルギー化を進めることが重要です。

エネルギー消費量の低減に向けて、省エネ性能の高い設備や機器の導入促進を図るとともに、住宅など建築物のエネルギー消費性能の向上に寄与する取組を推進します。

また、資源循環型ライフスタイルへの転換を図るための取組も推進し、住民一人ひとりが環境について正しく理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動ができるような取組を行います。

【施策 2-1：省エネルギー技術の導入促進】

取組内容：省エネ最適化診断の積極的な受診

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町民 - 省 CO₂ 対策を提案する家庭エコ診断制度※¹ の活用をし、省エネ行動に努めます。 事業者 - 工場・事業所などで省エネ最適化診断※² の積極的な受検に努めます。							

※1 家庭エコ診断制度：家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省 CO₂・省エネ提案・アドバイスを行う制度。

※2 省エネ最適化診断：一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再生可能エネルギー提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速するサービスのこと。

取組内容：省エネ設備・機器、LED 照明の導入

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 ・トップランナー制度※等、エネルギー消費効率が優れている機器の導入を促進します。 ・公共施設の省エネ設備・機器、LED 照明の導入を促進します。 ・町民や事業者に向けた省エネ設備導入の普及啓発を行います。 町民 ・省エネ型の家電製品の購入に努めます。 ・LED 照明への転換に努めます。 事業者 ・省エネ設備・機器を積極的に導入します。 ・化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換に努めます。							

※トップランナー制度：対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めており、エネルギー消費効率のさらなる改善推進を行います。

取組内容：新築住宅の ZEH 化、新築建築物の ZEB 化、既存住宅・建築物の省エネ化

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町民 ・建築物を新築する際は ZEH 化に努めます。 ・断熱リフォームなどの省エネルギー化、高機能換気設備や断熱性能を高める等の省エネルギー化に努めます。 事業者 ・建築物を新築する際は ZEB 化に努めます。 ・事業所・工場等を新設、増改築する際は、断熱性能が高くエネルギー効率の良い環境配慮型建築を取り入れます。							

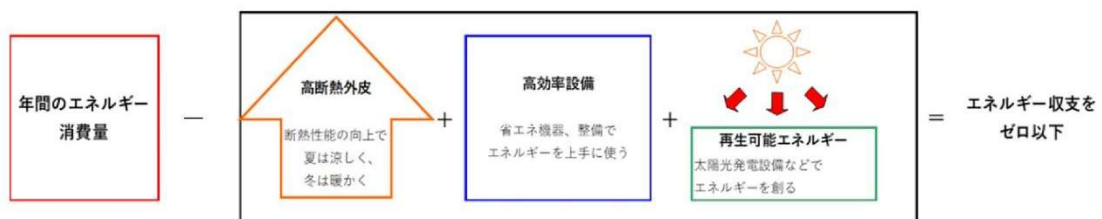
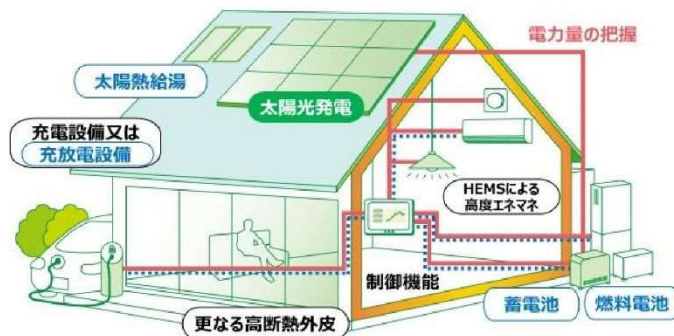
ポイント

事業者を対象にした地球温暖化対策に関するアンケートの結果、省エネへの取組としてLED 照明については既にほとんどの事業者が導入しており、高効率空調、エコカーについても1/3の事業者で導入していました。一方で、高効率給湯機、高効率のボイラーや工業炉、省エネルギー診断、コージェネレーションシステム※などは、ほとんど導入されていませんでした。今後の省エネへの取組として、まずは省エネルギー診断の受診を促進し、各事業所で実施可能な取組を明らかにし、実施を促すことが重要です。

※コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する高効率のエネルギー供給システム。

コラム：ZEH（ゼッチ）

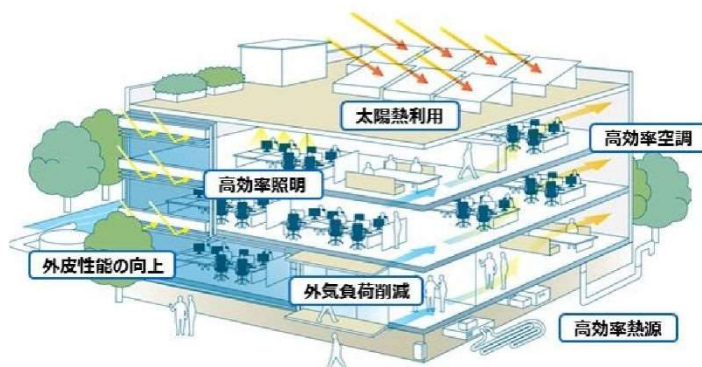
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。



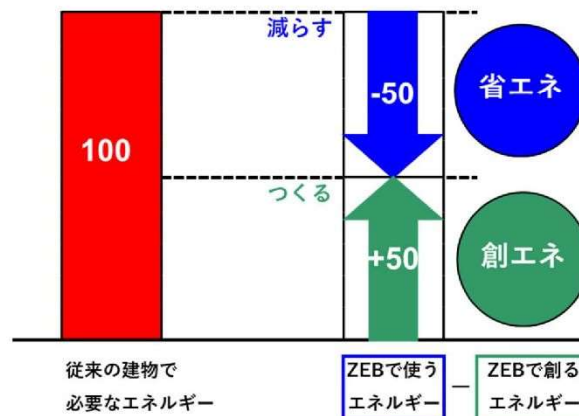
コラム：ZEB（ゼブ）

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量の収支をゼロにした最先端の建築物です。

ZEB を実現・普及することにより、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



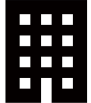
省エネで必要なエネルギーを減らし、創エネで必要なエネルギーをつくることで消費する年間のエネルギーの収支をゼロにした建物



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

【施策 2-2：省エネルギー行動の促進】

取組内容：日常生活における省エネ行動の促進

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 電気消費量の多い（CO₂ 排出量が多い）エアコンの利用を抑制するために、冷房は冷やしすぎない室温管理、暖房は暖めすぎない室温管理を推奨します。 - 製品やサービスを購入する際に、グリーン購入※を推進します。 - テレワーク、オンライン会議の利用を推進します。 - クールビズ・ウォームビズを実施します。 - 省エネルギー行動について職員への普及啓発を行います。 町民 - 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動に努めます。 事業者 - 電気消費量の多い（CO₂ 排出量が多い）エアコンの利用を抑制するために、冷房は冷やしすぎない室温管理、暖房は暖めすぎない室温管理を推奨します。 - 製品やサービスを購入する際に、グリーン購入を推進します。 - テレワーク、オンライン会議の利用を推進します。 - クールビズ・ウォームビズを実施します。 - 省エネルギー行動について従業員への普及啓発を行います。							

※グリーン購入：環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

取組内容：環境を考えた製品の開発・材料使用

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
事業者 - 環境への負荷が少ない製品の開発に努めます。 - 長期使用可能な商品を購入します。 - エコマーク商品や再生資源・材料などを使用します。 - 製品やサービスを調達する際に、グリーン契約で行うことを推進します。							

取組内容：デコ活やエコライフ DAY&WEEK への参加・実施

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 環境省が推進する「デコ活」※1 や埼玉県が推進する「エコライフ DAY&WEEK」※2 への参加を促します。 町民 「デコ活」や「エコライフ DAY&WEEK」に参加します。 事業者 「デコ活」や「エコライフ DAY&WEEK」に参加します。							

※1「デコ活」：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称のことで、二酸化炭素(CO₂)を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

※2 エコライフ DAY&WEEK：地球温暖化対策事業の一環として、簡単なチェックシートを利用し、省エネ・省資源のライフスタイルを普及させるきっかけ作りとして埼玉県が実施している事業。

エコライフ WEEK は、エコライフ DAY のチェック項目の中から、任意でいくつかの項目を選び、一週間継続することで、日常的に環境に配慮した生活を送れるようになることを目指す。

取組内容：寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 実施状況について、住民にわかりやすい形で公表します。							

ポイント

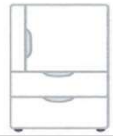
地球温暖化対策に関するアンケートに回答いただいた事業者の中には、節電・省エネ対策としてサマータイム※を導入し、働き方の工夫することで省エネ対策に取り組んでいる所もありました。地球温暖化の影響で夏の気温は年々上昇し、真夏日や猛暑日の日数も増えています。日中の暑い時間帯、製造する製品によっては作業所内の室温が上昇し、熱中症などのリスクも高まります。サマータイムなど働き方を工夫した地球温暖化対策への取組は、費用のかからない取組として参考になります。

※サマータイム：昼間の明るい時間が長い期間、全国の時刻を標準時より1時間進める制度。

起床・就寝、労働時間もこれまでどおりでありながら、明るい夕方の時間が1時間増えるためその時間を有効に活用でき、夕方の照明や朝の冷房用電力等が節約されることにより、電力消費を削減することができる。

コラム：家庭でできる省エネ行動

地球温暖化にストップをかけるためには、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネを実行することが大切です。一人では効果が少ないように思えますが、全世帯で省エネすれば、大きな成果が得られます。

項目	省エネ行動	CO ₂ 削減量 (年間)
エアコン 	<冷房> 冷やし過ぎに注意し、無理のない室温管理をしましょう。 外気温度 31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を 27℃から 1℃上げた場合（使用時間：9 時間／日）	14.8kg
	<暖房> 暖房は暖めすぎない室温管理をしましょう。 外気温度 6℃の時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を 21℃から 20℃下げた場合（使用時間：9 時間／日）	25.9kg
	プラス情報【一工夫で、さらに省エネ効果 UP】 冷房時の工夫 ○ドア・窓の開閉は少なく ○扇風機を併用 ○レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット 暖房時の工夫 ○ドア・窓の開閉は少なく ○厚手のカーテンを使用。床まで届く長いカーテンの方が効果的 ○扇風機を併用し暖まった空気を循環させる※適宜、換気をしましょう	
照明 	電球形 LED ランプに切り替える。 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換（年間 2,000 時間使用）	43.9kg
	プラス情報【一工夫で、さらに省エネ効果 UP】 ○定期的に掃除してほこりを取る ○消灯の際に壁スイッチをオフにすると待機時消費電力も減らせる 注目【蛍光灯の製造・輸出入廃止】 2023 年 11 月「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」において、2027 年末に一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止が決定しました。計画的に照明の交換をしましょう。 環境省 HP「一般照明用の蛍光灯に関する規制」 https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html	
テレビ 	テレビを見ないときは消す。 1 日 1 時間テレビ（32V 型）を見る時間を減らした場合	8.2kg
	プラス情報【一工夫で、さらに省エネ効果 UP】 ○画面を定期的に掃除してほこりを取る ○画面や部屋の明るさを調整 ○音量を適切に設定 ○省エネモードの利用	
冷蔵庫 	ものを詰め込みすぎない。 詰め込んだ場合と、半分にした場合を比較	21.4kg
	プラス情報【一工夫で、さらに省エネ効果 UP】 ○無駄な開閉はせず、開けている時間を短く ○設定温度は適切に ○壁から適切な間隔で設置し、放熱の流れを確保	
風呂給湯器 	入浴は間隔をあけず。 2 時間の放置により 4.5℃低下した湯（200L）を追い焚きする場合（1 回／日）	85.7kg
	プラス情報【一工夫で、さらに省エネ効果 UP】 ○水を沸かすよりも、お湯をためる方が省エネ ○浴槽にフタをして、ためたお湯から熱が逃げるのを防ぎましょう	

出典：家庭向け省エネ関連情報（資源エネルギー庁）、東京電力エナジーパートナーウェブサイトより作成

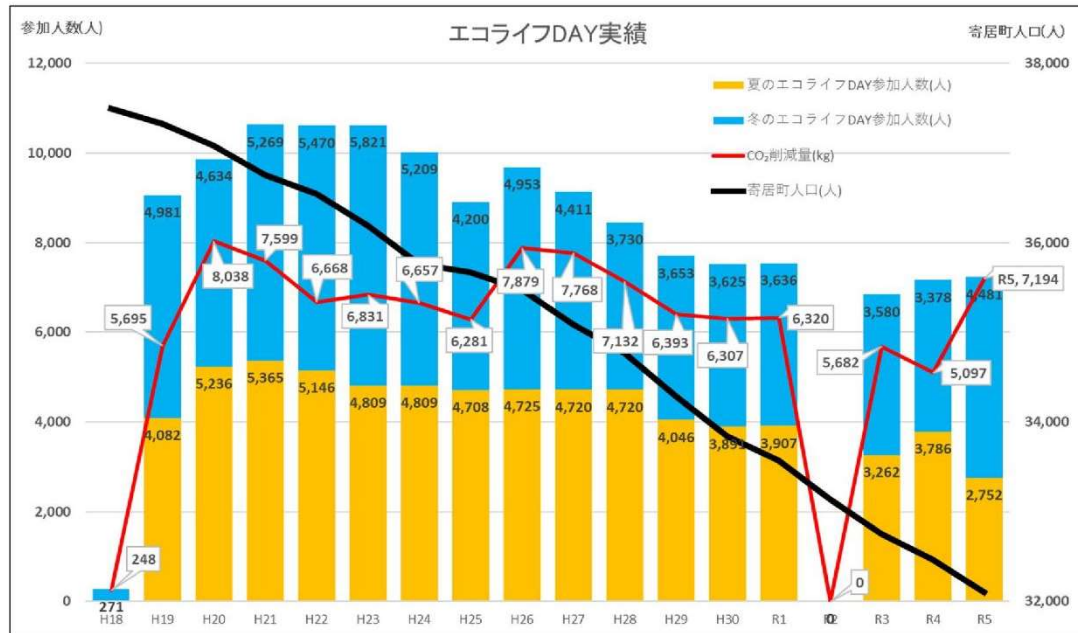
コラム：エコライフ DAY

寄居町では、2006（平成 18）年度から夏と冬の年 2 回エコライフ DAY を実施しています。2023（令和 5）年度のエコライフ DAY には夏・冬合わせて約 7,000 人に参加していただきました。寄居町の人口に対する参加者の割合は、約 11% でした。

エコライフ DAY の実践により減らすことができた CO₂ の量は、樹齢 100 年のブナの木約 300 本が 1 年間に吸収する CO₂ の量に相当します。

多くの町民がエコライフ DAY の取組を日々実践することは、寄居町の温室効果ガス排出量を減らすための重要な取組です。

町ではエコライフ DAY への参加をさらに拡大するための取組を行っています。



エコライフ DAY・WEEK 実施報告書

冬のエコライフ DAY・WEEK2023 寄居町 実施報告書

★エコライフ DAY★

- 実施日：2024年1月21日（日）
- 参加者数：4,481名（寄居町の人口の14.00%）
- 減らすことができた二酸化炭素の量
3,891,651g ≒ 3,892kg（一人あたりの削減量 約 874g）

たくさんのお参加をいただきまして、ありがとうございます。
これからも、毎日の生活の中で地球温暖化を防ぐために、できることに取り組んでいきましょう！

（各小中学校の参加人数・削減量の内訳（定数の方もあわせて））

参加人数(人)	削減量(kg)	一人当たりの削減量(g)	
寄居小学校	108	152,631	821
坂本小学校	297	125,348	606
寄居中学校	112	81,675	729
新島小学校	1079	773,928	717
鉢形小学校	1019	782,933	768
用土小学校	413	232,037	564
寄居中学校	371	943,284	1,059
坂本中学校	90	119,129	1,324
寄居小学校	285	245,545	861
寄居町	219	233,652	1,067
合計	4,481	3,691,651	828

減らすことができた二酸化炭素の量と、樹齢100年のブナの木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

約 300 本（約 100 年）のブナの木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

約 300 本（約 100 年）のブナの木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

この一日で、約 338 本のブナの木が1年間に吸収するのと同じ二酸化炭素の量を減らすことができました！

★エコライフ WEEK★

- 実施日：2024年1月22日（月）から28日（日）の1週間
- 参加者数：1,971名
- 減らすことができた二酸化炭素の量：7,892,871g

みなさんのエコライフ実践の取り組みによって、さらにたくさん二酸化炭素を減らすことができました。を継続、できることから実行していきましょう！

問い合わせ：寄居町役場 生活環境エコタウン課 TEL 581-2121（内線 223）

寄居町役場職員 エコライフ DAY の実施結果

- 寄居町役場職員参加人数：99人
（参加人数には家族の方などの数も入っています）
- 二酸化炭素削減量（減らすことができた量）：110,258g
コブナの木（樹齢100年）約11本分の二酸化炭素の量を減らすことができました！

★エコライフ DAY 項目別チェック率ランキング★

チェック項目	参加人数	チェック率
1. エコライフ DAY 当日に減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
2. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
3. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
4. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
5. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
6. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
7. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
8. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
9. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
10. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
11. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
12. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
13. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
14. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
15. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
16. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
17. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
18. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
19. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%
20. 減らすための行動をしよう（14項目）	99人	99%

◇エコライフのポイント◇

省エネと省エネを多く使用する夏を想像しますが、実際には冬の方が、暖房や給湯などによりエネルギー使用量が多くなります。家庭からの二酸化炭素排出量は1月が最も多く、12～3月の4か月間で年間の約47%を占めています。暖房を控えめにし、重ね着や体が温かい飲み物を飲む等の工夫をするウォームビズを推進することで、省エネと光熱費の削減にもつながります。エネルギー使用量がなくなる冬こそ、ライフスタイルを見直し、地球にも家計にもやさしい省エネに取り組んでみましょう。

御協力ありがとうございました。
これからもエコライフ DAY を続けていきましょう！

STOP 温暖化！

【施策 2-3：環境教育・環境学習の推進】

取組内容：小・中学校における環境教育の充実

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 町内の小・中学校において環境教育や体験学習の充実を図り、環境保全や地球温暖化への理解を深め、温室効果ガス削減に向けた取組の実施を促します。							

取組内容：地球温暖化対策や環境保全に関する情報提供・発信

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 地球温暖化対策や環境保全に関する情報提供・発信を行い、環境保全や地球温暖化対策への理解を深め、取組の実施を促します。							

【取組の目標（指標）】

取組指標	現状値	目標値	備考
寄居町の事務事業における温室効果ガス排出量	3,754.8 t-CO ₂ /年 (R4 年度)	2,622.7 t-CO ₂ /年	寄居町温暖化対策実行計画（事務事業編）改定版（R6～R12）
エコライフ DAY の参加者数	7,233 人/年 (R5 年度)	8,000 人/年	毎年夏、冬の 2 回実施。 現状値より参加者数を 1 割増加させる。

ポイント

事業者を対象とした地球温暖化対策に関するアンケートの結果から、事業者が温暖化対策を実施する上での問題点・課題として「温暖化対策に関する情報の不足」という意見も多く挙げられました。

住民・事業者の取組を推進するために、町は温暖化対策や取組などに関する情報を積極的に発信し、より多くの住民・事業者の地球温暖化に対する理解を深め、取組の実施を促すことも重要です。

● 基本方針 3：脱炭素型まちづくりの推進

寄居町では自動車が日常生活の中で必要不可欠な移動手段となっており、運輸部門におけるエネルギー消費の多くを自動車部門が占めています。燃費性能の優れたエコカーの普及等の対策・施策の推進が重要となっています。

また、寄居町では少子高齢化、人口減少が大きな課題となっています。今後、少子高齢化、人口減少が進み市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されていくと、住民の生活を支えるサービスの提供が困難な状況になると想定されています。脱炭素化社会への取組と合わせこれらの課題に対応するべく都市機能を集約させたコンパクトなまちづくりを推進していきます。

【施策 3-1：移動手段の脱炭素化】

取組内容：エコカーの普及・燃費改善、エコドライブの推進

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などエコカーについて普及啓発を行います。 - 公用車の更新に際しては、エコカーへの転換を推進します。 - 公用車利用時はエコドライブ※を徹底します。 - エコドライブの周知・啓発活動を行い、エコドライブの定着を図ります。 町民 - 車を購入するときは、エコカーの購入を検討します。 - アイドリングストップやエコドライブを実践します。 事業者 - 車を購入するときは、エコカーの購入を検討します。 - アイドリングストップやエコドライブを実践します。							

※エコドライブ：燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のことです。

取組内容：公共交通機関・自転車の利用推進、効率的な輸送

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 - 公共交通機関や愛のりタクシーなど、高齢者等の交通弱者が移動しやすい公共交通の利用を推進します。 町民 - 近隣への移動は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。 事業所 - 物資や製品の輸送にあたっては共同輸送や公共交通機関の利用等、効率的な輸送・配送システムを利用します。 - 公共交通機関の利用など、自家用車・社用車の利用を減らします。							

【施策 3-2：都市機能集約化の推進】

取組内容：都市のコンパクト化（職住近接や集住化等）

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 町民の暮らしや経済活動を支えるため、一定エリアで人口密度を維持するコンパクトなまちづくりを進めていきます。							

取組内容：「地産地消」の取組

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町民 流通過程で排出される CO₂ を削減するため、地元の生産物を購入して消費する「地産地消」の普及啓発に努めます。							

【取組の目標（指標）】

取組指標	現状値	目標値	備考
公用車におけるエコカー台数	15 台 (R5 年度)	23 台	第 2 次寄居町環境基本計画 改定版 (R5～R9)
住宅取得支援制度利用者 による移住世帯数	63 件 (R5 年度)	200 件	第 6 次寄居町総合振興計画 後期基本計画 (R4～R8)
愛のりタクシーの年間 利用者数	15,983 人/年 (R5 年度)	17,000 人/年	寄居町地域公共交通計画 (R4～R8)

コラム：自動車の省エネ行動

運転マナーに関することは、すべて省エネ行動に通じます。

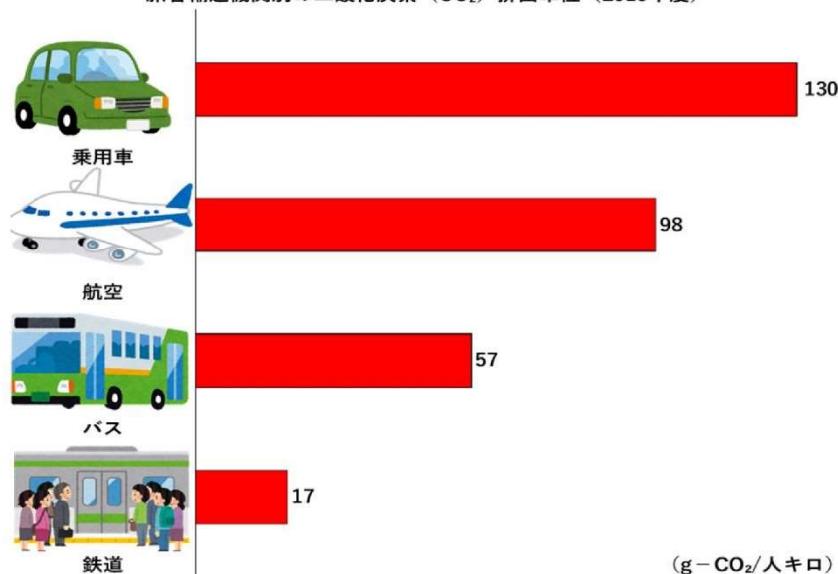
省エネ行動		CO ₂ 削減量 (年間)
ふんわりアクセル 「e スタート」	急発進や急な加速はエンジンに高い負荷がかかり、燃焼温度も上がるため、CO ₂ の排出量が増加します。おだやかにアクセルを踏み込み、エンジンの負荷を軽減してCO ₂ の排出量を減らしましょう。	194.0kg
加減速の少ない 運転	加速、減速を繰り返す波状運転は、一定の速度で走行する定常運転に比べて燃料消費が多く、CO ₂ の排出量も増加する傾向があります。車間距離に余裕をもって、加減速の少ない定常運転を行うことは、環境にやさしいだけでなく、燃費のよいおサイフにやさしい運転にもつながります。	68.0kg
早めの アクセルオフ	減速時にアクセルをオフにしてエンジンプレーキを使うと、燃料供給がカットされ燃料を消費せずに惰力だけで走行し、地球環境にやさしい運転が行えます。走行中の減速や下り坂では、前方や後方の交通状況に配慮し、エンジンプレーキをかけるタイミングに気をつけながら、早めの「アクセルオフ」を活用しましょう。	42.0kg
アイドリング ストップ	市街地の運転では、1 時間運転した場合に信号待ちなどで 20 分程度は停車しているといわれています。車を停止する場合、エンジンを止めるアイドリングストップをこまめに実践すると CO ₂ の排出量の低減だけでなく、燃料を節約できます。	40.2kg

コラム：公共交通機関の利用促進

一般に輸送量が増加すれば CO₂の排出量も増加します。輸送量は景気の動向等に左右されるため、運輸部門における CO₂の排出量の削減を、輸送量の増減に関わらず確実なものにするには、効率のよい輸送を促進することが重要になります。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される CO₂の排出量を輸送量（人キロ）で割り、効率の目安となる単位輸送量当たりの CO₂排出量を試算すると下図のようになります。

旅客輸送機関別の二酸化炭素（CO₂）排出単位（2019年度）



出典：2022 年版 運輸・交通と環境（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）より作成

● 基本方針 4：循環型社会の形成

循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る社会」です。循環型社会の形成において、天然資源の消費の抑制を図ることは、脱炭素社会の実現にもつながります。

そのためにも家庭や事業者などから排出されるごみの減量化と資源化を促進します。特に家庭から排出されるごみは、人口が減少傾向にあるにも関わらず、増加傾向にあるため、町民一人ひとりがごみの減量化に向けて取組を実践することが重要です。

また、森林は適切に管理・維持することで区域から排出される二酸化炭素の吸収源としての機能を発揮します。二酸化炭素の吸収源となり、多面的機能を持つ里山や樹林地の保全と活用を推進していきます。

森林以外の吸収源対策として、環境保全型農業※の推進に取り組めます。農地及び草地土壌における炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業の推進は吸収源対策としても機能します。

※環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

【施策 4-1：ごみの減量化・資源化の推進】

取組内容：サーキュラーエコノミー※1 の推進

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 ・5R※2 を推進し、家庭、事業所、町内施設から排出される一般廃棄物の削減を図ります。 ・リサイクルやリユースなどに関する情報発信を行い、取組を促進します。 ・町民のリサイクル活動を支援し、資源回収のさらなる促進を図ります。 ・雑がみの分別、回収について普及啓発を促進し、廃棄される用紙類を削減します。 町民 ・エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用します。 ・リサイクル活動やごみゼロ運動に参加します。 ・物品は修理して長く使います。 ・使用頻度の低いものや共同利用できるものは、レンタルやシェアリングを行います。 ・生ごみの自家処理や堆肥化などを行います。 事業者 ・耐久性のある製品や再利用・再資源化しやすい製品の開発に努めます。 ・事務用品などはリサイクル製品を購入します。 ・会議資料などのペーパーレス化を図ります。							

※1 サーキュラーエコノミー（循環経済）：従来の 3R（発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組に加え、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもので、資源を廃棄しないことを前提に製品を生産し循環させる経済システムのこと。

※2 5R：発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、修理（Repair）、再生利用（Recycle）のこと。

取組内容：家庭における食品ロスの削減

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町民 ・食べ残し、買いすぎなどによる食品の廃棄を減らす啓発活動を行います。 ・食品の保存方法、レシピなど無駄なく使う方法など、食品ロスを減らす取組に関する情報を発信します。							

取組内容：ごみの減量化、適正な処理

取組主体			CO ₂ が削減される部門				
 町民	 事業者	 町	 産業	 家庭	 業務その他	 運輸	 廃棄物
町 ・ 寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、適正なごみの処理に努めます。 ・ 公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。 ・ ごみの分別の徹底に向けた指導を行います。 町民 ・ マイバックの利用や詰め替え商品の利用など、ごみの減量に努めます。 ・ 長く使える商品を購入し、使い捨て商品は買わないように心掛けます。 事業者 ・ 資源物の店頭回収、廃油・食品残渣の再利用等を行い、廃棄コスト削減、CO₂削減に努めます。 ・ 事業系ごみは、町や県の許可を受けた処理業者へ委託して、適正に処理します。 ・ 製造過程での廃棄物発生抑制に努めます。							

【施策 4-2：緑地保全・緑化の推進】

取組内容：適切な森林整備・保全の推進

取組主体			CO ₂ の吸収
 町民	 事業者	 町	 森林

町

- ・ 森林の維持管理、自然資源の適切な整備・保全を行い、CO₂吸収量の確保に努めます。

取組内容：環境保全型農業の推進

取組主体			CO ₂ の吸収
 町民	 事業者	 町	 農業

町

- ・ 堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用により農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業を推進します。
- ・ 化学肥料の生産に使用される化石燃料を減らすため、有機肥料の利用を推進します。

【取組の目標（指標）】

取組指標	現状値	目標値	備考
資源化量	2,526t/年 (R3 年度)	2,198t/年	寄居町一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (R5~R9)
町民一人一日当たりの家庭 系ごみ（一般廃棄物）排出量 ※資源物を除く	688g/人・日 (R3 年度)	578g/人・日	寄居町一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (R5~R9)
事務系ごみの排出量	1,237t/年 (R3 年度)	1,237t/年	寄居町一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (R5~R9)

コラム：食品ロスの削減

食品ロスに関しては、SDGs のターゲットの1つとして、2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。国内では、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）及び食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月12日公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が定められています。また、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（平成31年3月31日に閣議決定）においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進することとされています。



出典：環境省、消費者庁ウェブサイト

食品ロスの原因

家庭からの食品ロスの原因は、大きく、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の3つに分けられます。



食品ロスを減らすためにできること

食品ロスの原因	日常生活でできる工夫
直接廃棄	買いすぎ 買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認しましょう。また、「安いから」という理由で安易に買いすぎる前に、食べきれぬかを確認しましょう。
	長持ちしない保存方法 長期間保存する場合には、インターネットなどで適切な保存方法を検索してみましょう。食材が長持ちするだけでなく、美味しさの維持にもつながります。
	レシピを知らなくて食材を調理しきれない インターネットなどでレシピを検索してみましょう。
	贈答品でもらった食べ物が好みでない フードバンクなどへの寄付やお裾分けを検討してみましょう。また、自分が贈る場合には相手の好みも踏まえて贈り物を選びましょう。
食べ残し	作りすぎ 食べられる分だけを作るようにしましょう。また、食べきれなかったものは冷凍するなど、悪くなりくいような保存方法を工夫してみましょう。
	放置していて忘れていた 冷蔵庫の中などの配置方法を工夫してみましょう。
	好き嫌い 嫌いな物でも残さず食べきる習慣をつけましょう。
	料理の失敗 次は失敗しないように！
過剰除去	調理技術の不足 頑張って上達してください！
	過度な健康志向 残留農薬のリスクを避けることは大事ですが、実はそんなに怖がらなくてもいいかもしれません。農薬のリスクなどについて、情報を得てみましょう。

出典：環境省ウェブサイト

第6章 区域施策編の実施及び進捗管理

6.1 各主体の役割

国の地球温暖化対策計画においては、基本的な考え方として、「全ての主体の意識の変革、行動の変容、連携の強化」が掲げられており、町民・事業者・町の各主体が参加・連携して地球温暖化対策に取り組むことが必要です。

(1) 推進体制

寄居町では、本計画の推進体制として、町長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制の想定は、下図のとおりとします。

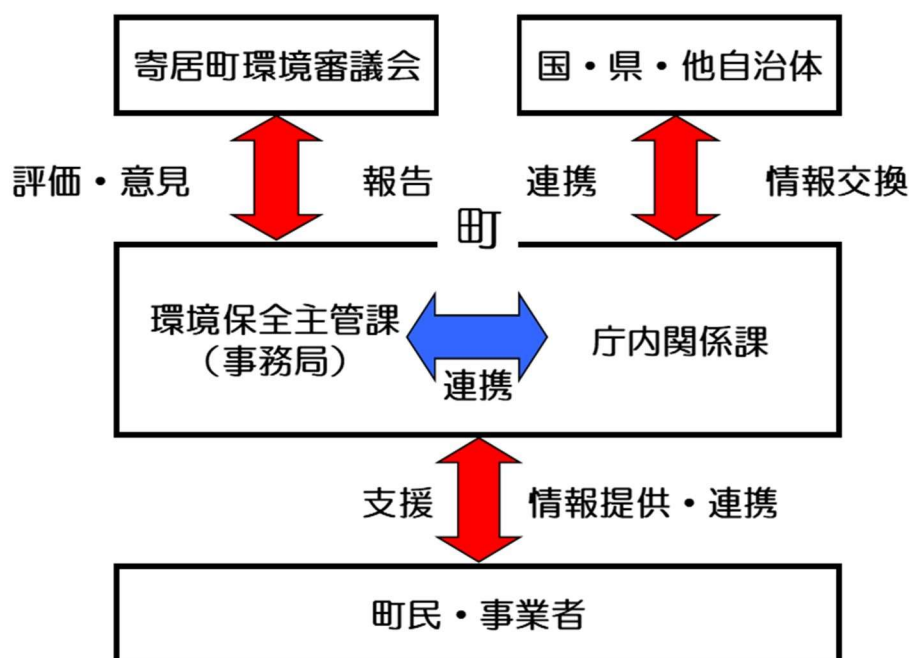


図 6-1 寄居町における区域施策編の推進体制

(2) 町の役割

町は、地球温暖化防止に関する取組を計画的に推進するため、町民、事業者などが地球温暖化防止に主体的に取り組むための計画を整備し、地球温暖化対策の検討・推進を実行していきます。

また、町は県と連携して再生可能エネルギーの導入など地球温暖化対策の取組を率先して実施するとともに事業者、町民の取組を推進するための情報発信も行います。

（３） 町民の役割

町民は、一人ひとりが脱炭素型ライフスタイルへの転換を目指し、環境への負荷を少なくする取組を実行していくことが重要です。

（４） 事業者の役割

事業者は、製造や輸送、販売等の過程で省エネ活動などの環境負荷を減らす取組を行うことが重要です。

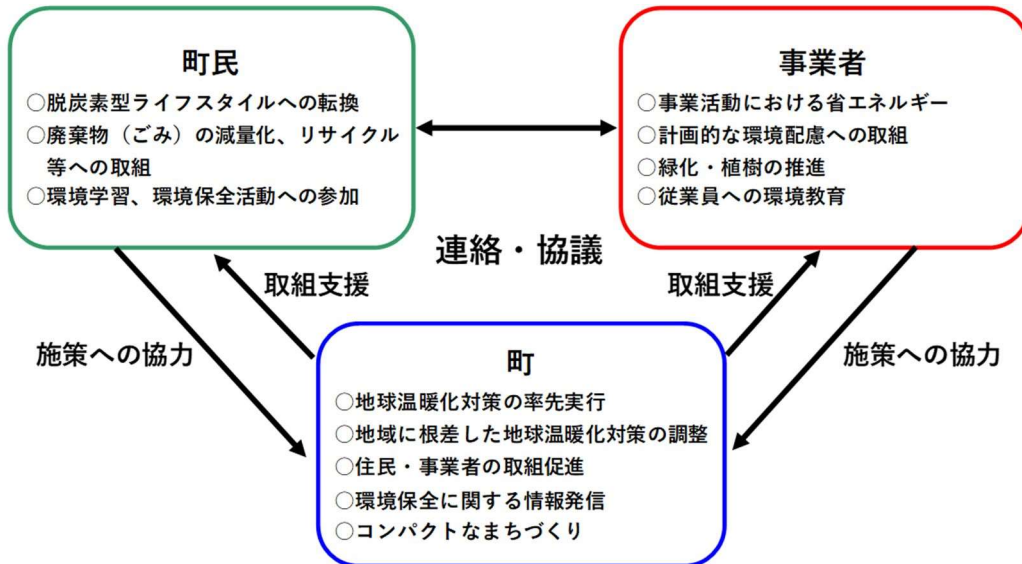


図 6-2 各主体の役割

6.2 実施・進捗管理

本計画の実施及び進捗管理は、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検・評価のもと、必要に応じて計画の見直し・改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととします。

実施「DO」については、庁内関係課や庁外ステークホルダー※（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体）との適切な連携のもと、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し実施していきます。

※ステークホルダー：企業やプロジェクトの遂行において、直接的・間接的に影響を与える利害関係者のこと。

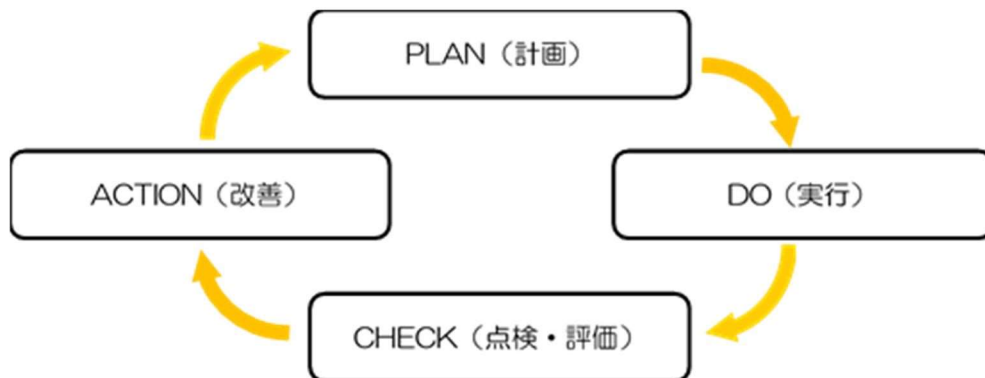


図 6-3 PDCA サイクル

① 計画（PLAN）

計画した対策・施策について、毎年度実施する対策・施策の具体的な内容を検討します。

② 実行（DO）

推進体制に基づき、庁内関係課や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、計画した対策・施策を着実に実施します。

③ 点検・評価（CHECK）

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。

それらの結果を踏まえて、毎年一回、本計画に基づく施策の実施の状況を公表します。

④ 改善（ACTION）

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直します。

資料1 各種対策の削減見込量

【対策による削減見込み】

国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について、温室効果ガス削減見込量の推計がなされています。

これらの対策による削減見込量を寄居町の製造品出荷額や世帯数、自動車保有台数等の活動量等を基に推計しました。なお、国と寄居町では産業構造等、温室効果ガスの排出に起因する活動の内訳が異なることから、ここで示す削減見込量が必ずしも寄居町の温室効果ガス排出量の展望にそぐわないことに留意が必要です。

対策による削減見込量

部門	対策内容	削減見込量 (t-CO ₂)
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	7,608
	業種間連携省エネの取組推進	
	燃料転換の推進	
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	
家庭部門	住宅の省エネルギー化	8,711
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	HEMS 等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	
業務その他 部門	建築物の省エネ化	11,658
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	BEMS の活用等による徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	18,148
	道路交通流対策	
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	
	公共交通機関及び自転車の利用促進	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	
合 計		46,125

【電力排出係数の改善による削減見込み】

国の「地球温暖化対策計画」において、国全体の電力の CO₂ 排出係数の目標値として 2030(令和 12)年度の全電源の平均の電力排出係数が示されています。2030(令和 12)年度に電力排出係数が 0.25kg-CO₂/kWh を達成することを前提として、現状趨勢ケースを用いて電気使用による CO₂排出量の削減見込量を試算しました。

電力排出係数改善による削減見込量

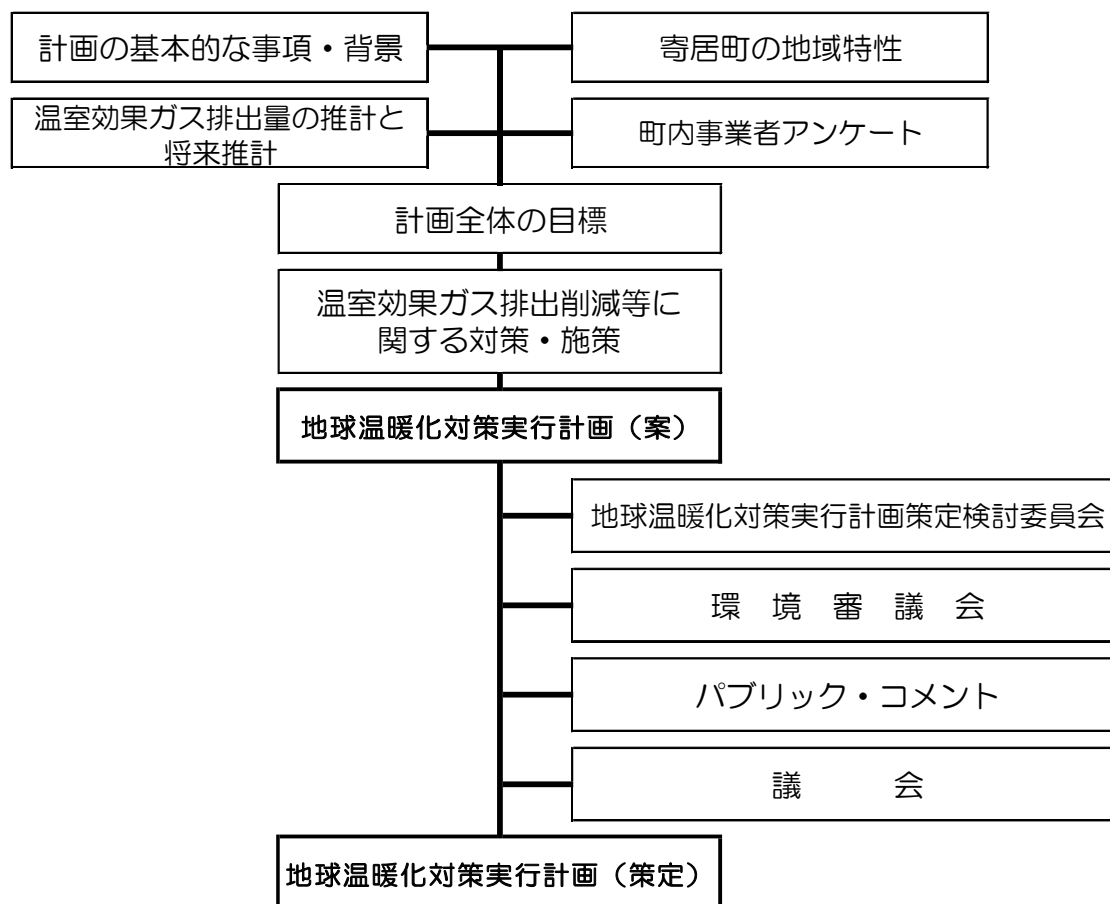
部門 (電気使用)	2030(R12)年度 温室効果ガス排出量 (現状趨勢ケース) (千 t-CO ₂)	削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業部門	165	20.37
製造業	159	20.17
建設業・鉱業	1	0.08
農林水産業	5	0.11
家庭部門	33	5.10
業務その他部門	27	4.48
運輸部門（鉄道）	2	0.42
合 計	392	50.74

※表中の合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

資料2 寄居町地球温暖化対策実行計画策定の経緯

年月	内容
平成30年 4月	寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定
令和 6年 3月	寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定
年月	寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の経緯
令和 6年 6月	寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置
8月	第1回寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会
10月	寄居町環境審議会（諮問）
12月	寄居町議会（全員協議会）
	パブリック・コメント（町民からの意見を募集）
令和 7年 2月	寄居町環境審議会（答申）
3月	寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定

寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の流れ



資料3 寄居町環境基本条例

平成14年12月24日条例第39号

平成18年 3月24日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、日常生活及び事業活動において、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮の優先)

第7条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造への配慮に努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、寄居町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第9条 町長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成の措置)

第10条 町は、環境の保全及び創造について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第13条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 町は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第16条 町は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第18条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(町民及び事業者との連携)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者等との連携に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、寄居町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員9人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 町民の代表者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料4 諮問・答申

寄生環発第3210号

令和6年10月1日

寄居町環境審議会

会長 安藤 達彦 様

寄居町長 峯岸 克明



寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について（諮問）

この計画について、寄居町環境基本条例（平成14年寄居町条例第39号）第21条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量削減等を行うための計画策定に努めることとされています。

このことから、中・長期的視点で自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行い、寄居町の脱炭素化を促進し、ゼロカーボンシティを目指すため寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を行うものです。

寄環審発第3号

令和7年2月6日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町環境審議会会長 安藤 達彦



寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について（答申）

令和6年10月1日付け寄環発第3210号により諮問のありました寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、その内容を慎重に審議した結果、適切なものと認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画に基づき自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行い、目標である脱炭素化の促進、ゼロカーボンシティを目指すこと。
- 2 取組を推進するための情報発信を行い、各主体が参加・連携して地球温暖化対策に取り組む体制作りを行うこと。
- 3 計画の目標達成にあたり、進捗状況の点検・評価のもと、必要に応じて計画の見直し・改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこと。

資料5 寄居町環境審議会委員名簿

(令和6年10月諮問時～令和7年2月答申時)

氏 名	区 分	役 職
津 久 井 大 雄	町議会議員	
保 泉 周 平	〃	
大 澤 博	〃	
山 下 弘 晃	識見を有する者	埼玉県北部環境管理事務所長
清 水 直 人	〃	埼玉県環境整備センター所長
坂 井 康 礼	〃	寄居警察署生活安全課長
安 藤 達 彦	〃	寄居町公衆衛生連絡協議会長
串 田 千 恵 子	町民の代表者	
大 澤 啓 良	〃	

資料6 寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱

寄居町訓令第10号

本 庁
出先機関

寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年6月3日

寄居町長 峯岸 克明

寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 寄居町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定を行うため、寄居町地球温暖化対策実行計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、町全体の中長期的視点で自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行うために実行計画の策定検討を行う。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、実行計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長の職にある者を充て、副委員長は、総務課長の職にある者を充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討委員会)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第7条 検討委員会の検討を効率的に行うため、寄居町地球温暖化対策実行計画策定作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、実行計画が策定された日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

職名
副町長
総務課長
総合政策課長
財務課長
生活環境エコタウン課長
産業振興企業誘致課長
建設課長
都市計画課長

資料7 用語集

●パリ協定

「パリ協定」とは、2015年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。

パリ協定は、「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

- 世界共通の長期目標として 2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性の位置付け。
- 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み(グローバル・ストックテイク)。
- 先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- 二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロ [※] を目指すなど (※) 温室効果ガスの排出量を削減して相殺すること
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 65% 以上削減 (2005年比) ※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 45% 削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46% 削減 (2013年比) ※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30% 削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52% 削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています (2022年10月現在)

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

出典：環境省 脱炭素ポータルサイト

●バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。

太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。石油等化石資源は、地下から採掘すれば枯渇しますが、植物は太陽と水と二酸化炭素があれば、持続的にバイオマスを生み出すことができます。

このようなバイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれています。

出典：農林水産省ウェブサイ

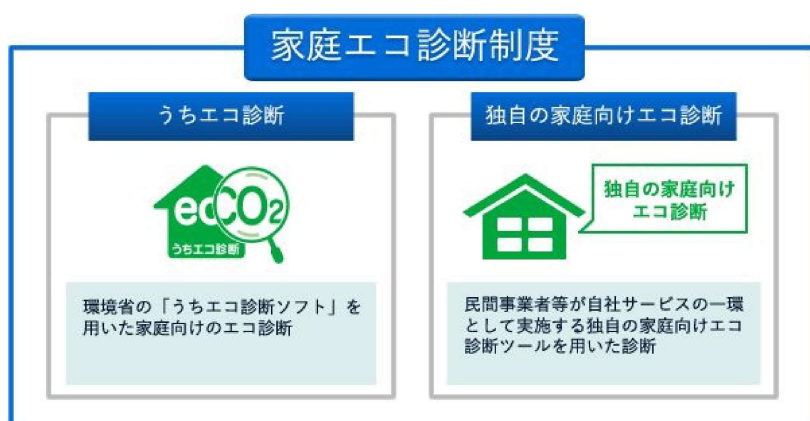
●省エネ最適化診断

省エネ最適化診断とは、一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速するサービスのことです。省エネ最適化診断は、省エネ・節電ポータルサイト <https://www.shindan-net.jp/> から申し込みができます。

出典：経済産業省資源エネルギー庁「令和 6 年度中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」による事業

●家庭エコ診断制度

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2012 年度には 1990 年度比で約 6 割も増加しており、家庭部門における具体的な削減対策が重要となっています。住宅における省エネ対策として、住宅の断熱性能の向上や設備の省エネ化も重要ですが、居住者の住まい方も大きな要素の一つとなります。そこで、家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、環境省では、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省 CO₂・省エネ提案・アドバイスを行う「家庭エコ診断」を推進しています。



出典：環境省ウェブサイト

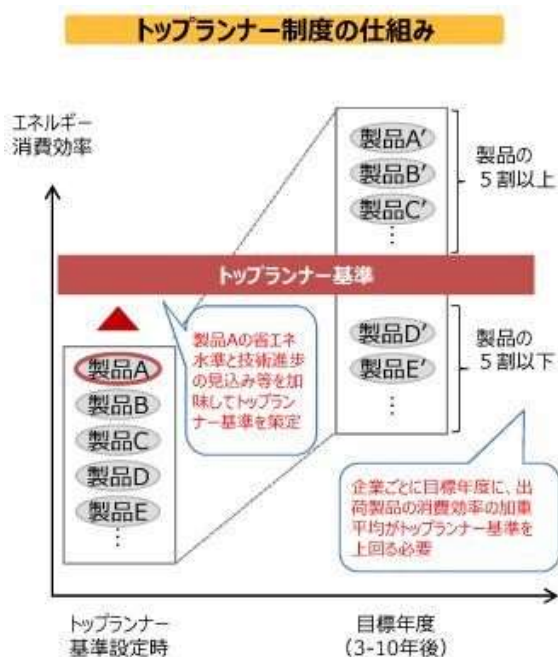
●トップランナー制度

機械器具等（自動車、家電製品や建材等）に係る措置として、「トップランナー制度」による省エネ基準を導入しています。

トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。

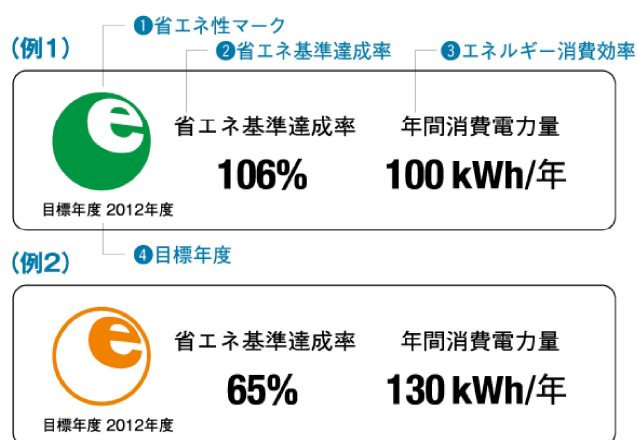
目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めています。

出典：資源エネルギー庁ウェブサイト



●省エネルギーラベリング制度

トップランナー制度の省エネ基準をどの程度達成しているかを分かりやすく示すことができるラベル。日本産業規格（JIS）により 2000 年に規格化されています。



1.省エネ性マーク

トップランナー制度における省エネ基準の達成状況を示すマーク。2.で示す省エネ基準達成率に基づく。
達成率が100%以上の場合：緑色
達成率が100%未満の場合：オレンジ色

2.省エネ基準達成率

省エネ基準をどの程度達成しているかを%で表示。

3.エネルギー消費効率

トップランナー制度における評価指標に基づいた省エネ性能値。

4.年度目標

トップランナー制度において定められた省エネ基準達成の目標年度。

出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

●小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）

省エネ法では、家電等の省エネ基準を定めています（トップランナー制度）。この基準を達成しているかどうか等の省エネ性能を小売事業者等※が分かりやすくラベル（統一省エネラベル等）で表示するものです。

トップランナー制度の対象機器（エネルギー消費機器）29 機器のうち、以下の 20 機器が小売事業者表示制度の対象です。これら機器の小売事業者等には、製品本体またはその近傍、インターネット販売の場合は製品掲載ページの製品近傍に、統一省エネラベル等の表示により情報提供をするよう努めることが求められています。

1	エアコン
2	照明器具（LED 器具、蛍光灯器具）
3	テレビ
4	電子計算機（コンピュータ、サーバ）
5	磁気ディスク装置
6	ビデオテープレコーダー
7	電気冷蔵庫（冷蔵庫、冷凍冷蔵庫）
8	電気冷凍庫
9	ストーブ
10	ガス調理機器
11	ガス温水機器
	ガス温水機器（暖房機能付き）
12	石油温水機器
	石油温水機器（暖房機能付き）
13	電気便座
14	ジャー炊飯器
15	電子レンジ
16	DVD レコーダー
17	ルーティング機器（小型ルーター）
18	スイッチング機器（L2 スイッチ）
19	電気温水機器※（ヒートポンプ給湯器）
20	電球（LED 電球、電球形蛍光灯ランプ、白熱電球）

※暖房機能付きは対象外

小売事業者表示制度は、消費者が家電製品等のエネルギー消費機器を購入するときに、省エネ性能が優れている製品を選べるよう支援するために 2006 年から開始された制度です。

小売事業者等は、消費者に対して、製品の省エネ性能や経済性を示したラベルを表示する等、省エネに関する情報を提供するよう努めることが、省エネ法に規定されています（努力義務）。

※小売事業者等とは、小売事業者及びその事業活動を通じて消費者の省エネに協力できる事業者（インターネットショッピングモール設置事業者等）のことです。

【統一省エネラベル】



省エネ性能

★★★★☆ 4.2

省エネ基準達成率 112% 年間消費電力量 249 kWh/年

メーカー名 製品名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 6,720 円

※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金を指します。

PPF-BUY11

多段階評価点
市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。☆（星マーク）は多段階評価点に応じて表示しています。

省エネルギーラベル

年間目安エネルギー料金
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。

【統一省エネラベルのミニラベル】

Webサイトなどの限られたスペースでも表示できるよう、多段階評価点を表示したミニラベルもあります。



※温水機器のミニラベルはありません。

【簡易版ラベル】



省エネ性能

省エネ基準達成率 130% エネルギー消費効率 128.5 lm/W

メーカー名 製品名

この製品を1年間（1年365日時間）使用した場合の目安電気料金 230 円

※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金を指します。

（電球の例）

多段階評価点の表示を行わない製品を対象としたラベル。省エネルギーラベルと年間の目安電気料金（製品によっては年間の目安燃料消費量）を組み合わせで表示

出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

●デコ活～くらしの中のエコろがけ～

デコ活

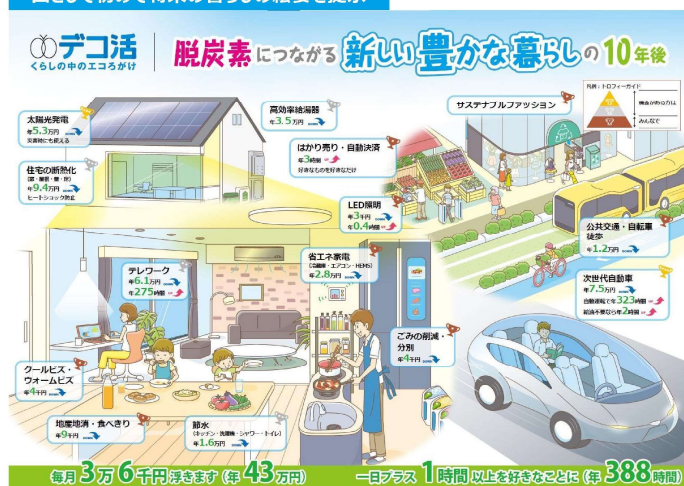
くらしの中のエコろがけ

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の概要

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、家庭や暮らしの分野でも大幅な温室効果ガスの削減が求められます。

そこで、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促すため、衣食住職・移動買い物など生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにするとともに、企業・自治体・団体等と一緒に、豊かな暮らし創りを強力に後押しすることで、新たな消費・行動の喚起と国内外での需要創出・マーケットインにもつなげていきます。

国として初めて将来の暮らしの絵姿を提示



事例

- ① 先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに補助支援(最大200万円)
- ② 消費者にDXで直接節電を要請するとともに、インセンティブを提供し、省エネを実践
- ③ 公共交通(電車、バス等)のフリー乗車券と体験イベントで意識改革・行動変容の機会に



出典：環境省ウェブサイト

まずはここから始める4つの取組

デコ活アクション まずはここから

- ① 電気も省エネ 断熱住宅
- ② こだわる楽しさ エコグッズ
- ③ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ④ つながるオフィス テレワーク

国民の暮らし創りを官民で後押し

「デコ活応援団」(官民連携協議会：1,300以上の企業、自治体、団体等が参画)

「デコ活予算」豊かな暮らし関連予算

(令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案総額：2,940億円)
※企業、自治体、団体等のプロジェクトを支援(新規予算案：43億円)

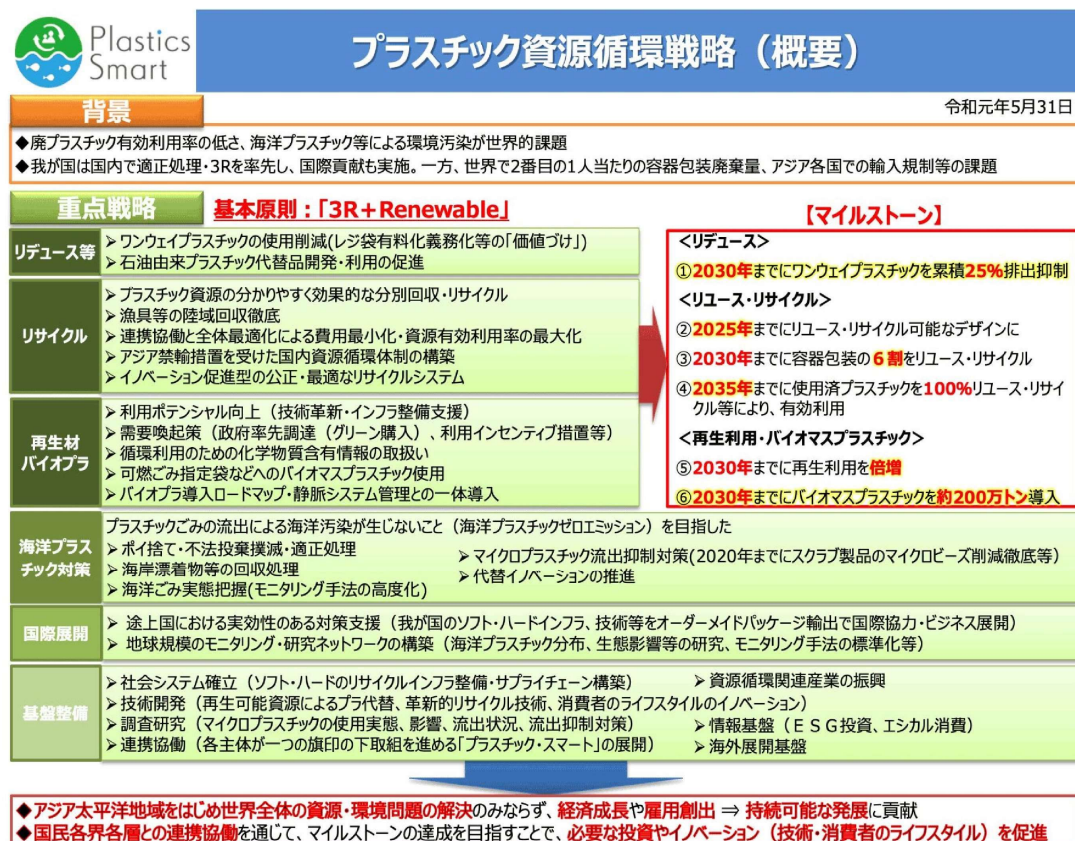
「暮らしの10年ロードマップ」

戦略的に取組を展開するため令和6年2月に策定

●プラスチック資源循環戦略

2019（令和元）年5月、政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

また、同年6月に行われたG20大阪サミットにおいて、本戦略も含めて我が国の対策を各国に発信し、2050年には新たな海洋汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共通のグローバルなビジョンとして共有されました。



出典：Circulation of plastic resources プラスチック資源循環（環境省）ウェブサイト

寄居町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（令和7年3月策定）

発行・編集 寄居町生活環境エコタウン課
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
TEL：048-581-2121
Email：seikan@town.yorii.saitama.jp